

## 金允植の初期政治思想 (3)

山 本 隆 基\*

### 目 次

- (1) はじめに—本稿の課題
- (2) 儒教の道統と生涯の思想的機軸
- (3) 儒教の思考法
  - ① 主理論と主気論
  - ② 經学と実学
  - ③ 道と利
  - ④ 古と今
  - ⑤ 現実主義と理想主義の架橋 (以上, 本誌第55巻第2号)
- (4) 政治思想の展開
  - ① 勢道・大院君政治と民本主義
  - ② 封建制論と官吏登用制改革 (以上, 本誌第59巻第2号)
  - ③ 井田制論と三政策
  - ④ 華夷思想と禦洋策 (以上, 本号)
- (5) 政治思想の心性論的基礎
  - ① 性善論
  - ② 人欲論
  - ③ 復性論
- (6) むすび—本稿の総括と中期允植への展望

---

\*福岡大学法学部名誉教授

#### (4) 政治思想の展開

##### ③ 井田制論と三政策

前項では、先ず、雲養金允植（1835－1922）が直面した19世紀中盤期の勢道・大院君政治の諸問題と彼がそれに対処する際の理念的拠点となった儒教の民本主義を考察した。次いで、彼が民本主義の制度的理念である封建制論を踏まえ、当時の政治制度上の重要問題であった官吏登用制改革に関して、いかなる建言を行ったかを考察した。一般的に、政治制度は政治政策を立案・遂行していくために設けられている。允植も政治制度に関する問題と共に、当時の朝鮮が直面していた政治政策上の問題についても強い関心を寄せていた。彼が緊急の政策課題として取り組んだのは、勢道・大院君政治期の内・外政上の二大問題、つまり、三政の紊乱と洋攘の問題であった。本編ではこの二つの政策課題に関する允植の取り組みを考察する。先ず三政問題から入ることとする。

既述のように、三政の紊乱とは、官吏層による三政、つまり、田政・軍政・還政の三部門で、著しく常軌を逸した濫用が横行した次第を指す。官吏層による苛斂誅求に反発して、農民層を核とする一般民衆は、武装蜂起に立ちあがった。彼らは例えば、1811年に朝鮮北部の洪景来（1780－1812）の乱に呼応し、1862年には南部で、壬戌民乱を引き起こした。特に、後者は三南の全地域に広がり、勢道政治の当事者たちを震撼させた。允植の師、朴珪寿（1807－1876）は、この大民乱の先駆けとなった晋州民乱の調査・収拾のために、朝廷の按覈使として現地に派遣された。彼は帰京の後、「請設局整釐還餉疏」を上奏して、還政改革を要とする三政改革を検討する部局の設置を建言した<sup>(1)</sup>。その結果、釐整庁が設けられた<sup>(2)</sup>。そして、哲宗（在位1849－1863）の親臨の下、総勢40名からなる士大夫や在野儒生が三政の矯弊策を開陳し

た<sup>(3)</sup>。允植も朴珪寿の推挙によると思われるが、在野儒生の一員として上奏を行った。その折の上奏文が、允植の全集本に「三政策」と題して収録されている（参照、韓国学文献研究所編『金允植全集（巻）』亜細亜文化社、1980、437-451면, 이하, 『全集・巻』437-451）。以下、この文書を主たる素材として、允植の三政問題に関する提言を考察して行くことにする。

允植は上奏文を、「今日、国家の勢いの衰えは甚だしく・・・、私はこれに対して慨恨に堪えず、之を重く見て、憂い惑うもので御座います」（『全集・巻』438）という言葉で切り出している。三政の紊乱と民乱の頻発によって、朝鮮国が存亡の危機に瀕していると述べ、深い憂慮の念を表明したのである。そして、彼は斯様な事態を招いた理由を、次のように説明した。

「聖人は、国の性格は民の治め方によって決まると述べておられます。私が思いますには、どのような事柄にも綱と目、経と緯が御座います。田賦は綱に当たるものであり、他方、軍布と還政は目に当たるもので御座います。そして、田賦は経に当たるものであり、軍布と還政は緯に当たるもので御座います。しかし、今日では、綱に当たるものが廃れて、目に当たるものが主となり、緯に当たるものが力を持って、経に当たるものを乱しているので御座います。このために、本末ともに病に罹っているので御座います。」（『全集・巻』438）

ここで允植は先ず、「国の性格は民の治め方によって決まる」という三代の聖人が唱えた民本主義の政治理念を確認している。そして、この政治理念を現実に政策化して行くに際しては、懸案問題の綱・目、あるいは経・緯の区別を弁えることが重要であると言う。そして、彼は三政問題の中で、綱・経の位置を占めるのが「田賦」であり、目・緯に当たるのが「軍布」と「還政」であると説いている。ここで、允植は、田政という言葉を用いて、「田賦」と言い換え、「軍政」を「軍布」と言い換えているが、それは、三政問題の当面の焦点が租税・国用の取収問題であることを示している。彼は租税取収の制度は、田税を基軸にすべきだと言うのである。儒教の經典である『周礼』

や『孟子』は、国家税制は「以田為本 計田出賦」という原則に立ち、田税が収租制度の基本であるべき旨を謳っている<sup>(4)</sup>。この儒教の租税思想の伝統は、允植の師、兪莘煥(1801-1859)や朝鮮実学の祖、柳馨遠(1622-1673)にも見ることが出来る<sup>(5)</sup>。儒教の政治理念である民本主義の成否は、田税制度の成否に懸るところが大きいと考えられたのである。ところが19世紀の勢道政治の下では、斯様な儒教の税規範が著しく損なわれている。本来、租税制度とは別の起源をもつ「軍布」と「還政」が、事実上、「田賦」に代わって、租税収入の首座を占め、朝鮮朝の主財源となるに至った。その結果、租税システムの「本」となるべき「田賦」だけでなく、「末」に過ぎない「軍布」・「還政」もまた、「病に陥ってしまっている」。こうして、田政、軍政、還政の三部門の紊乱が相互に絡まり合って、朝鮮の租税・財政システムの危機状況を生み出すことになった。そして、允植は斯様な次第が、官吏層の農民層に対する搾取を益々苛酷なものとし、農民の困窮を益々深刻なものとして行ったと見たのである。彼は三政の紊乱と民乱の発生の根本原因をこのように説明した。この立場から彼は、哲宗が三政相互の綱目・経緯の関係を必ずしも、十分に捉えていないとして、「今 殿下不修其本而欲擣之於三政之末」(『全集・壹』450)と述べたのであった。

以上のように允植は、三政問題に取り組む基本姿勢を明かし、それを踏まえて、「臣請先拳田賦而言之」(『全集・壹』438)と述べて、田政紊乱の矯正策の説明に入っていく。それを考察するに際して、先ずは、彼が政治政策論を提起する場合、理想世界と現実世界の双方に目配りをして、両者の中間地点に適所を探るという発想法を持っていた次第を再確認しておくことが大切である。先に彼の官吏登用制改革論を見た折に、民本主義理念の政治体制論として封建制論を取り上げたが、ここでは同じ意味合いで、民本主義理念の田制論としての井田制論を取り上げることになる。彼は井田制と封建制が民本主義の二大理念であると喝破していた。「井田と封建の二者は聖王が天下

を治める根本規範である。もしこの二つを捨てれば、聖王と雖も天下に仁を施すことは出来ない。」(『全集・壺』541)。今日、中国研究者の間では、井田制の实在性を巡る議論が行われている<sup>(6)</sup>。しかし、漢代の董仲舒から明代の黄宗羲に至るまで、「中国の有力な改革者の現状批判は、すべて井田法の实在をその論理の基点としている<sup>(7)</sup>」のである。上の引用文から明らかなように、允植もまた、井田制の实在性に疑義を呈してはいない。ただ、彼は、封建制については柳宗元(773-819)の封建制批判の反批判を書いたが、井田制については、それに匹敵する纏まった文章を残していない。井田制については、「三政策」の中で簡潔に言及されているだけである。

「(昔の-筆者)明王は、その次第(井田制が聖王の命である次第-筆者)を知っておられました。常に、賢明かつ思慮深く臨まれて、その立法は簡明で御座いました。そして、井田法を施行されて、天下の営みは全て、均平になったので御座います。漢の限田法、唐の均田法、宋の方田法、全て、(税の収取は-筆者)土地を以て主となし、均民の農産、民産の均平を全うし、そのために、国用が豊かになったので御座います。」(『全集・壺』439)

ここで允植は井田制が、古代の聖王たちや彼らの継承者である漢代や唐代の明王たちが唱えた民本主義理念に適う田制である旨を強調している。しかし、井田制の具体的内容については触れていない。一般的にそれを窺う典拠として、『孟子』と『周礼』が挙げられているが、允植がいずれを典拠としたかは分からない。しかし、両者の井田論の基本は共通と考えられるから、ここでは『孟子』を取り上げて見る<sup>(8)</sup>。その中では、井田制が次のように説明されている。

「・・・一里四方の田地が一井で、その面積は九百畝あります。これを井の字型に分けると、百畝ずつ九つに分けたことになります。その真ん中の一つすなわち中央の百畝が公田(おかみのた)で、周囲の八つを私田とします。八家族でまず共同に公田を耕して、それがすんでから

めいめいの私田を耕すのです。そして公田の収入はすべて租税として納め、めいめいは私田の収入で生活をします。・・・<sup>(9)</sup>」

これは、孟子が周代の山東省滕国の王、文公（文王の子）の家臣、畢戦に語ったとされる言葉である。繰り返すと、一里四方の、広さ九百畝の真四角の田地を井の字形に九等分して、中央の一つを公田とし、その周囲の八つを私田とする。農民は、先ず、公田を八家共同で耕し、その収穫物を国へ租税として納め、その後、八家は自分たちの私田、100畝を耕して生活の糧とする<sup>(10)</sup>。

この孟子の説明を踏まえて、上の允植の引用文に返ると、彼が井田制の主旨をどのように捉えていたかが分かる。先ず、井田制の下では八家の農民が、均分の田地を私田として与えられる。八家の農民の平等の土地所有が井田制の基本である。それを允植は、上の引用文では、「均民」という言葉で以て表している<sup>(11)</sup>。そして、八家の「均民」は私田の耕作によって、均量の農作物を生産し、均等・平等の生活を営む。この点が「均産」という言葉で表されている。そして、允植の引用文は、各農民の間で「均民」・「均産」の原則が守られた結果、「国用」つまり、国家税収が「豊か」になったと言う言葉で結ばれている。允植は井田制を田制と税制の二つの制度を含んだものと捉えているのである。上の『孟子』の説明で見ると、平等の土地所有者である農民が「公田」の「共同」作業で産出する穀物が、租税として納入され国用に供される。そこでは、謂わば、各々の井田からの「均税」の収取が行われる。井田制の下では、「均民」、「均産」、「均税」の三つの平等理念が一体として成就し、その結果、国の財政が裕福且つ十全となるのである。井田制は土地所有制と税制の両方の要素からなるものなのである。『孟子』は井田制の説明を、「三代の租税の制度」の説明から始めているし<sup>(12)(13)</sup>、「井田の土地の分け方」と「役人の俸禄」の問題を関連づけて説明している<sup>(14)</sup>。こうして、田政という言葉は、元々、土地所有のあり方と税収のあり方の二つの領域

を含んでいたことが分かる。以上、民本主義理念の田制である井田制は、「均民」、「均産」、「均税」の三理念の実現によって、農民大衆の安寧と国家財政の安定確保を目指したものであった。これは、実際には、中国古代において土地の売買・兼併の進行と土地所有の格差拡大による弊害を是正する目的で考案されたと考えられる<sup>(15)</sup>。

さて、ここでもう一度、上段の允植の文章に立ち返る。彼は中国三代の井田制に言及した後、均民・均産・均田の理念が、中国の漢代の限田制、唐代の均田制、そして宋代以降の方田制の中に活かされたと述べている。古代以後の土地の兼併・集積による土地所有の不平等・格差を是正するために、一連の立法処置が行われたというわけである。実際には、これらの施策は必ずしも、所期の目的を果たすことは出来なかったと言われている<sup>(16)</sup>。允植がこの次第に通じていたか否かは分からないが、少なくとも、彼が漢代以降の田制改革の試みを、井田制の理念に照らして肯定的に評価していたことは確かである。ところが、朝鮮の場合は事情が異なると言う。

「私は国を有ち家を有つ者は、寡なきを憂えずして均しからざるを憂い、貧しきを憂えずして安からざるを憂うと聞いております。我が国は山谷からなり、国内の産業が貧弱で、外国との交易も振るっておりません。だから、租税の入りも区々たるものであり、原資と国用は貧しく寡少で御座います。それにも拘らず、これを均等・公平とする術は、未だ、宜しきを得ないので御座います。」(『全集・卷』438-439)

允植は冒頭の所で、『論語』の言葉を引いて、井田制の下での田制・税制が民の均等と安寧を旨とする民本主義理念の実現である旨を再確認している<sup>(17)</sup>。そして、この井田制の理念に対する配慮は、中国にも増して朝鮮においてこそ必要であると言う。朝鮮は中国に比べて農業の自然的条件が厳しく、他国との交易も貧弱である。彼は国の経済力が寡少かつ貧弱であることを認

める。だからこそ尚更、為政者は、富の多寡ではなく、庶民生活の均等と安寧の確保に配慮すべきである。庶民の幸福を実現する鍵は、数量面の拡大ではなく、実質面の充実にある。允植は朝鮮における民本主義の田政・税政の在るべき姿をこの点に求めたのである。ところが、実際にはこの理想像に全く背馳して、為政者による田・税政の紊乱と庶民に対する苛斂誅求が蔓延し、民衆反乱の頻発と国家財政の枯渇を招いている<sup>(18)</sup>。允植は斯様な田・税制の実情に対して、「宜しきを得ていない」という診断を下したのである。

そこで允植は次に、このような事態に至った原因を説明し、それを踏まえて田・税制の改革案を建言して行くことになる。ところで私は、管見の限りであるが、井田制という言葉に対応する朝鮮の田制と税制の<sup>・</sup>實際を、一纏まりに表示する通用語を、見出すことが出来なかった。そこで本編では、それに近接する結負制という言葉を使うことにする。「結負」という言葉は、元来は、朝鮮の田地面積の表示単位として三国時代から1918年に、日本の町反・坪制へ変わるまで使われた。そして、「結負」で表示される田地面積を基に、田税の賦課高が決定されて来た<sup>(19)</sup>。その意味合いで、朝鮮の現実の田制・税制を一体として捉える言葉として結負制という言葉を使って見たい。なお、面積単位として結と負という言葉を使う場合は「結負制」と括弧を付すことにする。

允植は結負制を批判するに際して、先ず、中国の田制の歴史と自国の結負制の歴史を比較して、「我が朝鮮に於いては<sup>・</sup>田制（傍点は筆者）が元々、壊れておりました」（『全集・巻』440）と述べる。彼は朝鮮朝の「田制」つまり結負制の基礎である民の田地所有のあり方が、元来、井田制の「均民」理念と背馳していると言うのである。朝鮮の結負制の下で、両班・富農（饒戸）層による土地の兼併・集積が進み、土地所有の不平等・格差が拡大した<sup>(20)</sup>。それにも拘らず、中国の限田制や均田制の如きは正策も試みられて来なかった点を指摘したのである<sup>(21)</sup>。允植は、結負制の下で拡大して行った大土地所



有（地主的土地所有）が、井田制の「均民」理念と齟齬を来した次第を批判したのである。

次に允植は、田税賦課の基準資料となる田地面積の測量・表示方法としての「結負制」が持っている問題点を指摘する。

「結負の法は、高麗時代から不分明なもので御座いました。本朝の歴代諸王はそれを受け継がれ、幾たびか、その改革を試みてこられました。そのため、一時の病は、粗方、直されて参りました。或る時は『同結而殊尺』なるやり方を、また或る時は『同尺而殊結』なるやり方を試みて来られました。しかし、何れも、古制（井田制-筆者）に拠るものでは御座いませんでした。」（『全集・壺』439）

この引用文で允植は、「結負制」の歴史に触れて、高麗以降のそれが、諸国王による改革にも拘らず、「不分明」なものに変質し、井田制の「簡明」性という理念と齟齬を来したと言う。今日の文献によって、允植の言う所をもう少し敷衍して見る<sup>(22)</sup>。上述のように、「結負制」は既に、三国時代に生まれていた。そして、高麗末期までは、田地の実面積を表示する中国の頃畝制（1頃=100畝）に準じて使われた。が、それ以降、田地の肥瘠度（=田品）を考慮する相対表示に変わった。朝鮮朝の15世紀中葉までは、各田地を田品によって三等級に分けたが、それ以降、六等級の区分けに代わった。そして、各田地の結負数を出す際に、等級数に応じて、夫々、三種あるいは六種の異なる指尺を用いた。この田地測量法を允植は、上の文章で、「同結而殊尺」と表現しているのである。ところが、17世紀中葉になると、指尺を止めて周尺を採用し、各田地をすべて同一の周尺で測り、田品を基準として各田地の面積を六等級に分けるようになった<sup>(23)</sup>。このやり方を、允植は「同尺而殊結」と表現したのである。このような「結負制」の変遷は、王朝の集権性の高度化や士族層や豪農層による土地の兼併・集中の拡大の結果であると考

えられる。允植は高麗中期に始まった、田地の田品（田質）による等級区分の設定による「結負制」の変質が、井田制が旨とする「簡明」性を損ない、士族層や豪農層による民衆の苛斂誅求を生み出す原因になったと批判するのである<sup>(24)</sup>。

それでも允植は、前期朝鮮の段階までの「結負制」は、斯様な制度上の問題を抱えているにも拘わらず、それを担う官人層の徳性がそれを補っていたと見た。しかし、後期朝鮮朝に入ると彼らの道徳的退廃が目立つようになり、その制度上の欠陥が顕わになって来たと言う。上の引用文を受けて、允植は次のように言っている。

「しかし、当時は、生民の怨言は聞かれず、彼らの頌声が響いておりました。仁心が醸し出され、風俗は淳厚でありました。執政を預かる大臣も寛広・慎重であり、争いごとを善しとしなかつたので御座います。そのために庶民は、統治者を信じて、彼らに安んじたのであります。（ところが－筆者）時代が下るにつれて、弊害がひどくなり、風俗が希薄となり、怨念が強まって参りました。その結果、正税（田税－筆者）の紊乱が起こり、ひどい苛斂誅求が蔓延って来たので御座います…しかし、財を制する者は、これ（田政の紊乱－筆者）を隠蔽し、無窮の貪りを続けております。正に、たとえ大海大河と雖も、時間が経てば水は尽きてしまうもので御座います。況や、区々片壤たる我が国の場合は尚更で御座います。実に、安逸を貪る者は、国を治めることなど、とても、叶いません。暗愚で曖昧な者に、民を教化することなど、とても、かないません。賢明かつ寛大でない者は、事に臨んでそれを成し遂げることは出来ないで御座います。と申しますのは、暗愚で曖昧な者は、私益を蔓延させますが、賢明で寛大な者は、信用を得ることができるからで御座います。」（『全集・老』439）

ここで允植は、「結負制」の制度上の不具合を補っていた官吏層の徳性が、「時代が下るにつれて」劣化して行った。そして彼らは、「結負制」の制度的陥穽に付け込んで私益の確保に走り、正税（田租）の収取が彼らの恣意に委ねられる結果になった。允植が「時代が下るにつれて」と述べる時、朝鮮史の何れの時期を考えているのか。彼は直ぐ下段で扱う軍政の紊乱について、

それが始まってから、「三百年近くに及んで」（『全集・弐』442）いと述べている。また、続編で言及する党争政治について、「党議の病は…三百年に及んでいる」（『全集・弐』542）と嘆いている。この二点から見て、彼は16世紀末に党閥・党争政治が顕著になった時期を画期と考えていると思われる。その時期以降、庶民の官吏層による苛斂誅求に対する不信と怨念の情が昂じて、この度の壬戌民乱を惹起するに至った。また、田祖の紊乱は国家財政の枯渇を招来し、国家存亡の危機が忍び寄っている<sup>(25)</sup>。允植は「結負制」の制度的欠陥と官人層の道徳的腐敗が相まって、苛斂誅求と壬戌民乱、さらには国家財政の危機が生じていると説いたのである。

允植は、「結負制」が為政者の道徳的劣化に伴って、その制度上の欠陥をあらわにしていったと見たのであるが、その中でも特に、田祖收取の基礎となる量田作業が極めて等閑にされて来た次第を強調している。「結負制」は元々、田税收取のための制度であるが、その実を得るためには、課税対象である田地の調査・測量、つまり、量田（検田）の厳格な実施が必須の条件となる。しかし、実際には、その実施作業が極めて不十分であって、田税收取の基礎資料が杜撰なものであった。允植は、「随分と前から量田が行われておりませんから、名目上は結負と申しまして、実際には、鴻荒地と少しも異なるものでは御座いません」（『全集・壹』440）と訴えている<sup>(26)</sup>。また、たとえ量田が行われた場合でも、官吏や富豪の詐取・隠結・虚結などがまかり通っていた。允植は「奸猾の盗みと弄び、豪農富農の隠免、これらを知らない人はおりません」（『全集・壹』440頁）と嘆いている。彼は全集本439－440頁の箇所を初めとして、「三政策」の随所で繰り返し、量田の厳格な実施を訴えている。以上、允植が田政紊乱と民衆反乱が起った原因を、諸々の結負制の陥穽を探る形で明らかにした次第を見て来た。ここで、結負制の下での田政の紊乱を批判し、量田の実施を初めとするその改革方を訴える言葉を引用して、次の行きへの橋渡しとしたい。

「今の田政はこのような有様で御座います。本道を逸した田政の下で、常祿の官吏を養うことも叶っておりません。陳地がそのままに放置され、災害が顧みられず、武器弾薬の変が至るところで起こり、国の様子が日々、窮迫して来ております。ここに至っても、なお、改量を厭う者たちは、実に、上下の経費を、元々、田賦で賄うことを拒み、田地の問題を見過して、闇の中に投げ出しているのが御座います。…最早、百弊、如何ともし難くの状態が御座います。…今は、天道窮変の機会が御座います。仁人制作の時が御座います。」（『全集・壺』439-440）

允植は、田制・税制の理想として井田制を掲げ、後期朝鮮の現実の田制・税制である結負制がそれと著しく背反している次第を批判した。そして彼は、田制・税制の理念と現実の双方を踏まえて、具体的な結負制の改革策を建議して行く。彼は次のように切り出している。

「次に、私の改革案を述べさせて頂きたいと存じます。私は三代の井田制を復活することは絶対に不可能であると考えます。漢唐の限田・均田の法もまた、絶対に不成功に終わると考えます。古制に悖らず、今日、有効であるのは、方田の法だけであると考えるので御座います。」（『全集・壺』440）

允植は、先の引用文では、古代の井田制の理念が、漢代の限田制、唐代の均田制、そして宋代の方田制へ継承されたと述べた。ところが、現下の朝鮮における結負制の改革案を提示する段になって、井田制の復活は「不可能」であると唱えるだけでなく、漢唐の限田制と均田制の採用も「絶対に不成功」に帰すと言いきっている。彼はここで所謂、「井田制難行論」の立場を採っている。既述の様に、彼の時務論は常に、当該問題に関する儒教理念を念頭におき、現実の具体的実情を踏まえた上で、両者の中間の領域で、実現可能な具体的方途を提示するものであった。允植はこのような見地を採って、具体的改革策を建議する段になって、井田法・限田法・均田法と方田法との間に一線を画したのである。その理由は何か。允植は先述のように、高麗朝以

来の結負制が土地私有制（土地所有の不平等）を認めている点で、井田制の理念と背馳する旨を指摘した。中国の漢代の限田制や唐代の均田制は、不平等な土地所有の是正を目指したものだが、允植は朝鮮の結負制の改革に際して、それらを避けているのである。つまり彼は、金容燮が指摘するように、「土地再分配論」は実現不可能であると考え、事実上、士族層や豪農層の土地所有を容認したのである<sup>(27)</sup>。その点に関して、允植が中唐の楊炎（727－781年）の「兩税法」を称賛した点が注目される。兩税法は、当時の大土地所有の出現に応じて、「（土地所有の－筆者）均田法的制限をうち破って資産と戸等に応じて課税する」ことを目指したものであった。つまり、土地の私的所有の容認を前提として、土地・家屋の多寡に応じた賦課を主眼とするものであった。そして、夏秋の二期に分けて徴収したので、この名が生まれたのである<sup>(28)</sup>。允植は、楊炎の兩税法は均田制の理念に悖る「非善」の法ではあるが、「時」に適い実効性を持つ税制であると称賛したのである（参照、『全集・弐』607－608）。ちなみに、唐代までの土地制度は、「国家的土地所有」を前提としていたが、宋代以降の税制は「地主的土地所有」・「私的土地所有」を前提としたもの変わった<sup>(29)</sup>。井田制の理念は均田・均産・均税の三理念を掲げたが、宋代以降の田制・税制は三番目の均税を目的とするもの変わったのである。また允植は論説、「八家渉筆（下）」における蘇撤（1039－1112）論の中で、彼の「公田貸民二事」という井田制復活の提案を評して、「是合王莽安石而一者」（『全集・弐』594）と述べ、王莽（前45－後23）と王安石（1021－86）の尚古・理想主義の偏重の立場に等しいと批判している<sup>(30)</sup>。

允植は結負制の基礎にある現行の土地私有制を容認し、その範囲内で井田制の理念を活かす策として、宋代の方田制の採用を建議して行く。以下、その次第を考察する。允植は先ず、方田制の由来とその主旨について、「その法（方田制－筆者）は宋代に始まり、明朝において整備され、今日も、中国で重用されております。魚鱗図冊がそれで御座います」（『全集・壺』440）

と切り出す。彼は方田法が宋代に始まり、清代まで存続している旨を述べ、その最大の成果が「魚鱗図冊」の作成であったと言う。この点を北宋史の文献によって見てみる。北宋代に現われた方田法としては仁宗（在位1022－1063）の代の「千歩方田法」と神宗（在位1067－1085）の代の「方田均税法」がある<sup>(31)</sup>。後者は所謂、王安石新法の一つとして、前者の「重修（改訂－筆者）<sup>(32)</sup>」版として制定された。「方田均税法」は東西南北の各千歩の広さを一方とし、土地の肥瘠を加味して田租を五等級に分けて税を收取する制度であり、「無地の租や無租の地等の欺隠」を防止することを目的としたものであった<sup>(33)</sup>。これによって、方田法が、限田法や均田法とは異なり、土地所有の均分ではなくて租税賦課の均分・公平性を目的とするものであることが分かる<sup>(34)</sup>。そして允植は、斯様な宋代の方田法の最大の成果が「魚鱗図冊」という詳細かつ綿密な量案＝土地台帳の作成であったと喝破したのである。仁井田陞は、宋代に作成された魚鱗図冊が、「徴税の基礎を与えたる官簿」であり、「脱法を防圧して均税の実をはかる手段」であったと述べている<sup>(35)</sup>。金容燮も方田法は「土地測量とそれを基にした税の賦課の方法である<sup>(36)</sup>」と説明している。

中国で宋代以降に量田・田賦の制度として定着した方田法は、朝鮮でも、肅宗時代に導入・実施された。允植はその次第を、次のように述べている。

「肅廟の時代に、平川君申琬は上疏して、量田法が未だ善からぬ旨を強調いたしました。そして彼は兪集一が先だって、海西の四邑で施行した方田法が均平の矩に適っている旨を次の様に、申し述べたので御座います。それは丘井量法と称されました。図帳は詳密であり、分負は極めて公平でありました。土を盛って方田を作り、量田を施しました。その作業は10日間で終了いたしました。盛り土と方田を基準として歩を進めて、一邑の道のりを量りました。東西南北の田土、山川田野の形勢が、図帳を開くと明瞭に識別出来ました。中国は五百年來、今に至るまでこのやり方を続けております。我が朝鮮もこれを試みて、既に数邑において成果を得ております。方田の法は誠に天下の良法であります。」（『全集・卷』440－441）

肅宗の時代、右議政、申琬（1636-1707）は、結負制下の量田法の不具合を強調し、黄海道觀察使を務めた兪集一（1653-1724）が1701年に、同道の「四邑」で試行・実施した方田法を全国で採用すべき旨を建議した<sup>(37)(38)</sup>。兪集一の方田法に言及した文献として、注（37）で挙げた金容燮、宮嶋博史、そして崔潤晤のものがあるが、崔潤晤のが最も詳細であるので、以下は主として、この文献によって記述する。彼によると兪集一の方田法に関する原資料は残されていない<sup>(39)</sup>。そこで彼は論文を作成する際、茶山丁若鏞が、『経世遺表』と『牧民心書』の二つの代表作の中で書いた兪集一に関する説明を典拠として用いている。上の引用文の允植の文言は、茶山の文言に酷似しているから、允植は兪集一の方田法を、茶山から学んだものと考えられる<sup>(40)</sup>。また、茶山自身も方田法の採用を進言しているから<sup>(41)</sup>、允植の方田法の進言は、茶山を介しているとも見ることが出来る<sup>(42)</sup>。ともあれ、允植は、申琬の肅宗に対する兪集一の方田法推奨の建言を紹介する形で、後者の方田法の内容を紹介しているのである。兪集一の方田法は、中国古代の井田制の土地配分法や宋代の方田法から学び取った量田の方法であった<sup>(43)</sup>。そして量田の成果を、宋代の魚鱗図冊のような詳密な図帳に記録し、以て、田土に対する税賦課の均等性・公平性を確保すると共に、国用の増大・充実に努めるべきであると建言したのである。申琬は兪集一の方田法こそ、「誠に天下の良法」であると称揚したのである。

以上の様に允植は中国宋代と朝鮮肅宗代の方田法の歴史的経験を紹介した。次いで、申琬が兪集一の方田法に関して肅宗に呈した説明を敷衍する形で、同じ主旨を哲宗に対して啓上して行く。

「愚臣はこの法（方田法-筆者）を採用して施行すべきと存じます。全ての田地について、枯れ木を使って網状に東西南北の線を引き、溝や畔の交錯や地勢の高低に関わりなく、千歩平方を以て一方と致します。南北の線を正し、東西の線を明かして、囲い地の四隅に高台を築き、

そこに堅固で目立ち易い柱を立てます。その結果を歩いて確かめて、田地の結数を明らかにし、田地の肥瘠度を調査して税高を定めるので御座います。そして、以上の作業の結果を魚鱗図冊のような図帳に載せるので御座います。そうしますと、どんな者でも、一眼で分別できます。陳田と起田、肥田と瘠田が一目瞭然で御座います。どんなに老獪な者でも、奸計を弄する余地はありません。正しくも、このようになりますと、正税の入りは自ずと増大し、国用は裕福となって参ります。今までの常軌を逸し、筋道を外れた租賦や法令は廃棄され、正常の税制が回復いたします。そのために数年の労を要しますが、その結果、万世の利を得ることが出来るので御座います。ある者たちは、近頃、民の気風が傷敗に帰し、何であれ新令が出されると、たちどころに騒擾と激変が起ると申しております。しかし、それは筋違いの話であります。民を傷敗に陥れ、激化させている者は誰でありますか。上の者が蓄財に耽っているために、下の者が突如として狂気に奔るので御座います。」(『全集・巻』440-441)

ここに見られる様に、允植は宋代以来の方田法による田地の測量法と田賦の算出法について、上引きの申琬の説明よりもより詳細かつ具体的な説明を呈し、その作業の成果を魚鱗図冊のような図帳に記載して、民の閲覧に供することを提案している。方田法に依る全国的かつ厳格な量田を実施し、その成果を基に、魚鱗図冊のような精密な図冊量案を作成する。図冊量案の作成・公開によって陳田と起田、あるいは、肥田と瘠田の等級など田地の諸状況が平易且つ明白に表示される<sup>(44)</sup>。そして、これらの作業の遂行によって、官吏層や豪農層など「老猾」連による横領・隠結・虚結などの種々の姦策と庶民への可斂誅求を食い止めることが可能となる<sup>(45)</sup>。また、厳格な量田の実施と緻密な図冊量案の作成を基に、厳格かつ公平な田租の徴収が行われると、つまり、田政の紊乱が是正されると、国用の大幅な増大が可能となると説いたのである。さらに既述のように、三政問題の綱・経たる田政・田賦の紊乱が、目・緯たる軍政と還政の紊乱の根因であったから、田政が本来の姿を取り戻すと、それに応じて、軍政と還政の二部門を正常化して行く条件が生まれることになる。田政改革が軍政・還政改革の前提となるのである。允植は田政改革の鍵となる全国量田の実施は難事業であり、そのために「数年の労」を



要するが、しかし、その結果は「万世の利」に資すると述べて、田政改革案の説明を結んでいる<sup>(46)</sup>。

次に以上の田政改革案に関する考察を踏まえて、軍政改革案を見て行くことにする。まず、允植は軍政の紊乱について、簡潔に、次のように説明している。

「所謂、軍籍というものは、元來、国を救うと共に民を守るために設けられたもので御座います。ところが、それが流用されて、民からの綿布の徴発が行われて参りました。そのために今では、本来の租税と紛らわしくなり、区別がつかなくなって参りました。自分は未だ、その依って来る所以は定かで御座いませんが、庶民たちがこのために、無実の罪で死に追いやられ、我が国が和平を失すこと、三百年近くに及んでおります。(『全集・壺』442)

軍政の紊乱については、前稿で説明したが、それを基にして、この引用文を少し、敷衍しておく<sup>(47)</sup>。「軍籍」つまり、軍役(良役)は、元々、国と民を内外の破壊・侵略から守るために、常民(良人)層に課された身役であった。ところが、三百年くらい前の後期朝鮮期になると、戦時の軍役の労務が、平時の軍布納入の制へ変わり、一種の人頭税の性格を持つようになった。それに伴って、官人層は幼児や死人を軍籍に載せる黄口簽丁や白骨徴布などの酷い手口を使って、農民層への可斂誅求に奔ったのである。

続いて允植は、後期朝鮮期に、軍政の紊乱を正すために出された様々の提言を紹介する。仁宗(在位1623-49)の代に、「結布」制が提案され、肅宗の代には、「戸布」制、「口錢」制、「游布」制などの諸説が出た(『全集・壺』442)<sup>(48)</sup>。しかし、何れも陽の目を見ることは無かった。そして英祖(在位1724-76)の代に至って、軍布制の重要な改革が行われた。

「我が英祖大王におかれましては、度々、宮殿の門に臨まれ、啼泣して良役の弊を説かれました。そして、軍布二匹を一匹に減じる均役給代の法を作られたので御座います。それは堯舜

の聖人に倣って、広く仁徳を施されたもので御座います。その際、他の一匹ともども、軍布そのものの廃止を切望なされないことが、どうしてあり得ましようか。それは正に、未だ、田制の改革が成らず、旧規を俄かに廃止することが困難であったからで御座います。また、群臣たちは聖祖の真の意図を忖度出来なかつたので御座います。彼らは我欲を捨て、慎み戒めることが出来なかつたので御座います。このために均役法の施行にも拘わらず、良役の弊害は大きくなって行つたので御座います。」(『全集・壹』442)

ここで允植は、英祖を三代の「聖人」に準ずる「大王」と呼んでいる。英祖は、允植が朝鮮歴代の国王の中で、最も高く評価した人物の一人である。英祖の代まで、常人(良人)は軍布として、綿布二匹(一匹は4丈, 9.4m)を納入していた。彼はそれを一匹に変えて、彼らの負担を軽減した。允植はこの施策を、民本主義の仁政理念に適うものと高く評価した。しかし、彼は英祖がこの施策を通して後人に託したのは、実は、軍布制の部分的改善ではなく、その全的廃止であつたと考えたのである。ところが、群臣たちは私利私欲に囚われて、英祖の真意を汲み取ることが出来ず、軍政の紊乱は収束することが無かつたのである。

允植は後期朝鮮の軍政の来歴を説いた後、英祖の均役法の真意を活かして、軍布制を廃止し、それに代えるに結布制をもってすべき旨を提言した。

「戸布、游布、口錢などの説は、皆、擲るところが御座います。しかし何れも、經常に悖るか、あるいは、時宜に適わず、良法とは言えないので御座います。ただ、結布だけが弊害の無いもので御座います。正に、結数に応じて綿布を収めるのでありますから、それは田賦と同じで御座います。古代には、兵力を田賦で充当し、田地に二賦を課すことは御座いませんでした。今、改量を行つた後に、兵力調達を費用を田賦によって用立て、軍布を廃止することは、昔の制度に適い、天地の和を齎すもので御座います。」(『全集・壹』44頁)

允植は後期朝鮮の軍役の色々な改革案は殆どが、軍布制の枠内での修正案であり、旧来の「弊害」=軍政の紊乱を是正するものではない。それらの中

でかつて仁宗の時代に提議されたことのある結布制、つまり「結数に応じて綿布を収める」やり方だけが、「良法」であると主張する。田地の「結数」つまり地積を基に「綿布」＝軍布を収取するのだから、名称は旧来のままでも、実質的には田祖・田賦ということになる。彼は結布制こそが、国家租税の収取は、田祖を基幹とするという井田制の税理念に適うと説いたのである。そして更に、軍費の田祖による充当は、両班層の軍布免除という身分的特権を廃止して、常民（良人）の経済的負担を軽減することになる。ここでは井田制の均税の理念が活かされている。允植は、英祖の均役法に込められた真意をこの点に認め、その素志を受けて、軍政紊乱の温床である軍布制を廃止し、「軍布之田結移徴」を唱えたのである<sup>(49)</sup>。そして、軍布制の廃止と結布制の断行は、「昔の制度に適い、天地の和を齎すもの」、つまり理想と現実の双方を勘案した中庸を得た田政と軍政の改革であると啓上したのである。またこの提言は、田制改革案とセットで出されているのだから、その実現のためには、当然、全国規模の厳格かつ公平な量田の実施が必須条件となっているのである。

允植は三番目に、還政の改革について具申している。実は、壬戌民乱を引き起こす最大の直接的原因となったのが、農民に超過酷な苛斂誅求を強いていた還政の紊乱であった。壬戌民乱の際、允植の師、朴珪寿が哲宗に具申した上奏文は、「請設局整釐還餉疏」（傍点は筆者）と銘打たれていた。彼はその中で、「（晋州民乱の原因は－筆者）三政の紊乱であります、剥膚切骨の最も酷いのは還餉の弊で御座います」と断じた<sup>(50)</sup>。また允植は、共に釐整庁の上奏に参列した梁憲洙（1816－1888）の「行状」を書いているが、その中で、「壬戌の春、三南の民は還穀の弊に耐え切れず、至る所で蜂起して、吏胥を焼殺し官吏を駆逐した」（『全集・弑』434）と述べている。允植は、還政紊乱の酷状について次の様に訴えている。

「所謂、還穀なるものは、非常時の救荒の策に御座います。平常時の規では御座いません。貧困者や被災者など、困窮者への恵みで御座います。孔子は、『名が正しくなければことばも順当でなく、ことばが順当でなければ仕事もできあがらず<sup>(51)</sup>』と申されております。国は穀類を民に貸与して耗穀の増徴を図り、奸吏は私欲の追及に耽っております。名が正しくないことは、智者を待たずとも明らかで御座います。国の一年間の田祖の収取は10万石にも及ばないので、諸道の還穀米は全体で千余万石に達しております。甚だしい本末転倒で御座います。今、諸道の還穀米の倉庫は何処でも空っぽでありまして、小吏は虚簿を偽造して白徴を続けております。途轍もない無道が蔓延しているので御座います。善法も時の経過とともに、やはり壊れて悪法となり、その間隙を悪用しようとする者は、実に勝手を仕出かすので御座います。それをとやかく言う者は、この次第を知っております。にも拘らず、敢えてその廃止を昌言しないのは、それに拠る微量升斗の耗穀によって国用を得るためで御座います。」（『全集・壺』443）

允植は先に、国防と民生を目的とする軍役制が、官吏の民に対する苛斂誅求の軍布制に変質した次第を批判したが、ここでは、孔子の言葉を引いて、凶作・災害時の困民に対する「救荒」制が時と共に、「還穀」制に変質し、やはり、苛斂誅求の手管に墮している次第を糾弾しているのである<sup>(52)</sup>。還政の紊乱については、前稿で言及した<sup>(53)</sup>。ここの引用文では、その典型的事例として、還穀米の横領、耗穀の増徴、白骨徴収の三件が暴かれている。そして斯様な酷い横斂・詐取の蔓延によって、国家の税収において元来、正税たる田祖が十万石未満なのに、還穀米の総額が千余万石に達するという極度に異常な事態が生じている<sup>(54)</sup>。允植は、還政の紊乱が、困民・貧民の収奪と国家財政の破綻を招いている旨を指摘し、「この無用の法を廃止すべきで御座います」（『全集・壺』443）と訴えたのである。

しかし勿論、允植は救荒制の廃止を求めたのではなく、その充実方を求めたのである。ここで先述の田政問題が関わって来る。允植は、井田制の復活は現実的に不可能であるとして、土地所有の格差是正を見送ったが、井田制の理念までも放棄したのではなかった。允植の時論は、理念と現実の緊張を踏まえ、現実の中に理念を活かす方途を探るものであった。彼は現実の結負

制の枠内で、井田制の「均民」・「均税」という理念を活かすべく、貧民・困民を支援・救済する賑恤・救荒政策の拡充方を力説している。その際彼は、先の軍政改革の場合と同様に、国用の田祖によるで充当という立場から、全国的量田の厳格な実施によって田税の増徴を計り、その中から救荒・賑恤政策の経費を捻出すると言う、「罷還帰結<sup>(55)</sup>」論を唱えたのであった。

その上で允植は、具体的な救荒・賑恤策として、官吏の帳簿操作による種々の横斂によって、有名無実の存在となっていた常平倉と社倉の再生・充実のための方策を提案して行く。

「私が考えますには、新たな量田が宜しきを得ますと、正税の増加により倉庫が満たされ理財の道が開かれて参ります。正しい立法を施しますと、常平・社倉の法を復活することが出来ると存じます。」(『全集・巻』443)

「還穀を廃棄して常平倉や義倉を整備いたしますと・・・泰平の基が築かれます。我が東国の還穀は、元々、古制に倣うもので御座います。社倉と申しましても、それは吏族が権勢を操る所であり、常平と申しましても穀物売買の実績は御座いません。もつばら、群奸のたまり場となり、積弊の府となっております。即刻、このような旧慣を改めて、社倉の法制を一新なさることを建議いたします。」(『全集・巻』447)

常平倉と社倉は中国から導入された、賑恤・救荒米を備蓄するための倉庫である。社倉(「義倉」)は、端境期や飢饉時の非常食糧の備蓄を行う倉庫であり、常平倉は、米価を一定に保つための備蓄米を保管する倉庫である<sup>(56)</sup>。繰り返しになるが、この二つの倉庫が庶民に対する救荒・賑恤政策の要として有効に機能するためには、倉庫を設立・運営するための財源が必要となる。允植はここでも、田政の改革、つまり、厳格且つ公平な量田の実施と田祖の増徴による国用の充実に期待している。

そして、允植の常平倉・社倉の提議について注目されるのは、それらの管

理・運営の権限を官吏筋に委ねるのではなく、各地域の農民層が自らそれを担当する旨が謳われている点である。

「全邑に多数の倉庫を作り、各面、各洞に配置するので御座います。各面では監人を選んで、各洞では輪番で運営を担当いたします。地方官と郷吏は、ただ、出納帳簿を受理するだけで、その外の役割は御座いません。民人が共同で運営し、管理するので御座います。これはまた、国用の節約にも資すると存じます。〔全集・壹〕447

旧来の米穀倉庫の管理・運営は、中央の賑恤庁の監督の下で、地方官の觀察使や守令が管掌していたと言われている<sup>(57)</sup>。また、この引用文は、地方官の下で面・洞レヴェルの行政を事実上、取り仕切っていた「郷吏」(胥吏)が関与していたことを示唆している。このような中央管理の仕組みが官吏層の帳簿操作や米穀横斂などによって、救荒・賑恤施設の形骸化を招いた経緯に鑑みて、允植は二つの倉庫の管理・運営が、一般の民人の共同作業によって行われ、官吏層はそれに介入できない仕組みを作るべき旨を提言したのである。この次第は、彼の三政改革論が、前稿で扱った官制改革(官吏登用制改革)論に繋がっていることを示している。朝鮮政治の基層の部分における一般農民の参与を唱えたことは、謂わば、「人民のための政治」を旨とする儒教の民本主義の中に、あるいは、その枠を修正して、実質的には「人民による政治」という別種の政治理念を活かす試みとも言えるのである<sup>(58)</sup>。さらに、この引用文でもまた、允植は、「国用の節約」に言及している。三政の紊乱による国家財政の枯渇が如何に酷い状況にあったかを示す文言である。

以上、允植の文書、「三政策」を主たる素材として、壬戌民乱の原因となった三政紊乱に関して、彼が提議したその矯正策を、田政改革案を中心として考察して来た。ここで、その要旨を顧みながら、彼の矯正案の特性について言及し、本項の纏めに代えたい。金容燮は当時の朝鮮の種々の田政改革案を、

二つに類別して、「不合理な賦税制度」の「是正」を求める案と、「賦税制度は言うまでもなく、土地制度までも改革しなければならない」と主張する案に大別している<sup>(59)</sup>。この類別によって見ると、允植は田政改革の理想論としては、儒教の尚古・理想主義の見地に立って、「均民」・「均産」・「均税」という田政の理想に適う古代の井田制を復活・実現すべきという立場を堅持した。金容燮の「土地制度」の「改革」、つまり、大土地所有制の廃止と農民への土地再分配を、理想論としては認めるのである。しかし、現実的な時務・政策論としては、井田制の「均民」・「均産」の理念を当時の朝鮮の結負制の下で、純粹かつ丸ごと実施することは、不可能であるばかりでなく、不適切であると主張した。さらに、私的土地所有に一定の制約を課す漢代の限田制や唐代の均田制さえ、同様であると唱えた。つまり、允植は当時の朝鮮結負制の全面的改革の方途を選択しなかったのである<sup>(60)</sup>。彼が朝鮮の土地所有制の現実を勘案して、現実的に適切かつ可能な田政改革案として提案したのは、「賦税制度」の「是正」であった。その意味では允植の案は、結負制に対する部分的改革ということになる。さらに金容燮は、釐整庁での40点に及ぶ上奏文を検討した論文の中で、允植の提案が、「不合理な賦税制度」の「是正」を建言した諸案の頂点に位置し、賦税制度の「全面的改革論」を唱えたものであると指摘している<sup>(61)</sup>。允植は田政改革の理想論としては、井田制の実現方を堅持していたのであり、その脈略で「均税」の理念を現実に活かす策を提議したのである。宋代以来の量田法である方田法を採用し、厳格かつ公平な量田を全国的に実施して、その成果を基に、中国の魚鱗図冊に準じる精密・正確な土地台帳を作成・公開する。それらの作業の完遂によって、官吏・饒戸層による隠結・虚結・横領(耗穀)などの田祖の乱脈を防止し、田祖の大幅な増徴を計る。そして、三代の古制に倣って、国防策や救荒策の財源を新たな田祖の増徴分で賄い、併せて、庶民に対する苛斂誅求のシステムに化している軍布制と還穀制を共に廃棄する。このように、允植は田政改革を柱と

して、軍政・還政改革も取り込んだ、三政の一体的かつ根本的な改革を提案したのである。允植が保持している井田制という理想主義の因子が、三政改革論という時務・政策論に影響を及ぼして、賦税制度の「全面的改革論」を生み出したのである。さらに前項で考察した官吏登用制の改革案が、彼が保持する封建制の理念の故に、事実上、現実の郡県制の修正の域に踏み込んだのと同様に、ここの三政改革の提案もまた、井田制理念の保持の故に、事実上、結布制の下での土地所有の不均衡と格差の是正の域に踏み込んでいると言えることが出来ると思われる。例えば、師，朴珪寿でさえ、「土地改量による経界確定は、経費と人材の点から実現は困難である<sup>(62)</sup>」と考えたのであるが、彼は三政改革案の要として、全国的な厳格な方田法による量田事業を敢行すべき旨を強調した。朴珪寿が懸念した量田作業に要する「経費と人材」の問題は、前者については還政改革を進めることによって、「…量田之費可以有裕…」といった状況を生み出すことが出来るし、後者については国王の英断によって、各地域から「有修業具能者」を抜擢して、この大事業を任せることによって、共々、乗り越えが可能であると説いたのである(参照、『全集・壹』446-447)。また允植は、官吏層の苛斂誅求や凶作・災害などから困民・貧民を救うために、伝来の還穀・還上制度を廃止して、各地域の社倉や常平倉を復活・強化すべき旨を提言した。そして、その為に両者の管理・運営は旧来の守令や胥吏(郷吏)ではなく、各面・各洞の地域農民の謂わば、自治的裁量によって行われるべきと唱えた。この提議も事実上、結負制の下における土地所有制の問題領域に踏み込み、その不均衡・格差の是正を迫る色合いを帯びたものであったと言えよう。允植は上の量田論と併せて、井田制の「均税」理念を最大限に生かすことによって、事実上、その「均民」・「均産」の理念の具体化に接近していたのである<sup>(63)</sup>。



#### ④ 華夷思想と禦洋策

以上のところで、初期允植が取り組んだ二つの国内問題、官吏登用制改革の問題と三政改革の問題を考察した。次に三つ目として、最大の国際問題として出現して来た洋攘の問題との取り組みを取り挙げて見たい。洋攘問題の経緯については、前稿で触れたが、簡潔に繰り返しておく<sup>(64)</sup>。洋攘問題は統一・集権国家を作り、産業革命を遂行した西洋諸帝国の植民地獲得のためのアジア来襲、所謂、「西勢東漸」によって引き起こされた。南アジアに次いで、朝鮮を含む東アジアもその脅威に晒された。東アジアにおける西洋列強来襲の最初の衝撃は、1840年のアヘン戦争での清国の敗北であった。朝鮮では、その段ではまだ「危機感のみられ」なかったが、20年後の第二次アヘン戦争における再度の敗北は、「朝鮮政府の姿勢を揺るがせ」ることになった<sup>(65)</sup>。朝鮮と西洋の間の軍事的衝突は、キリスト教布教問題をめぐって起った。カソリック教は18世紀の後半期から浸透していたが、19世紀に入ると安東金氏の勢道政治と大院君の執権政治は共に、外国人宣教師と朝鮮人教徒に、苛酷な弾圧を加えて行った。1866年、大院君はフランス人宣教師と多数の朝鮮人信者を処刑した。それに対抗して、北京在留のフランス軍が江華島要塞を襲撃したが、朝鮮軍はそれを撃退した。また、同年、アメリカの冒険商人の武装船が、通商交易を求めて大同江を遡航して平壤に迫ったが、平安道観察使であった允植の師、朴珪寿がこれを撃沈した。この二つの事件は併せて丙寅洋攘と呼ばれている。さらに1871年、アメリカ軍が江華島を襲ったが、これも朝鮮軍の勝利するところとなった。この事件は辛未洋攘と呼ばれている。これ等の洋攘事件は、朝鮮と西洋列強との間の最初の武力衝突であり、朝鮮の朝野の人士に対して大きな衝撃を与えた。また、これは1910年の韓国併合に帰着するその後の苛烈極まりない朝鮮の国際環境の到来を告げる事件であった。

さて、允植が洋擾問題と取り組んでいく際に、その思想上の拠点となったのは、伝来の儒教民本主義の外政理念である華夷思想であった。それは民本主義の国制理念が封建制であり、田制・税制理念が井田制であった次第に照応している。儒教は夷国の侵害から人民の生命と安寧を守ることを為政者の使命とした。允植もそれを、「匡国衛民」あるいは「安民衛国」という言葉で表している（『全集・壺』442・444）。そこで、中国と朝鮮における華夷思想の生成と展開を簡潔に見ておくことにする。先ず中国について<sup>(66)</sup>。中国の漢民族は古代期から、匈奴などの周辺民族による侵害を受け、その軋轢の渦中で、他民族に対する優越意識を養った。それが、孔子の春秋時代に、自覚的な華夷思想あるいは中華思想へと昇華された。漢民族は、主としては儒教の道徳・文化を担っているが故に、他民族に対する優越性を保持していると主張されたのである。他方、周辺民族は北狄・東夷・南蛮・西戎などと呼ばれ、四夷国は中華国の劣位に立たされて、両者は事大・宗属関係に立つとされた。しかし、両者の区別は、必ずしも、特定の民族・国家に宿命的・固定的に帰属するものではない。儒教の華夷思想の背後には、天の命じる天子が万民・万物が生育する天下を、天に代わって化育・統治するという天下・世界像があった。華夷思想は斯様な世界性・普遍性も帯びていたのである。だから、周辺の夷民族・夷国家であっても中華国による教化・化育に應えれば、中華の境域に達することが可能であるとされた。これを儒者たちは「用夏変夷」という言葉で表している。例えば、『孟子』の中では、「吾聞用夏変夷者未聞変於夷者也<sup>(67)</sup>」という言葉で表されている。ここで、「夏」とは中華の国を意味する。華夷思想の中には、本来、天下観念を踏まえて、「用夏変夷」の思想が、内包されていたのである。だから例えば、允植の師、朴珪寿は、華夷思想を保持しながらも、「『礼儀』はア・プリオリに朝鮮のみが具有しているもの<sup>(68)</sup>」ではないと主張して、朝鮮儒者の過大な自負心を戒めることが出来た。同じく、朴珪寿の祖父、朴趾源（1735-1805）も、「もし法が

よく制が美しければ、固より夷矣の前に進み出て、まさに之れを師とすべきであろう<sup>(69)</sup>」と喝破し得たのである。古代中国で生まれた華夷思想は、朱子を大成者とする宋学に継承され、それ以降、清朝滅亡の時期まで、中国の対外的政治理念として存続したのである。

さて、1392年に興った朝鮮は、国教として「建国の恩人」たる明国から朱子学を導入し、対外関係を華夷思想によって律することになった<sup>(70)</sup>。朝鮮史は二度の「倭乱」(1592・96年)を境として、前・後期に区分されるが、両者の間で華夷思想にもある程度の変化が見られた。前期には、朝鮮は宗主国である明朝との間で事大関係を結んだのに対し、北方の女真族を属国視して、事大関係を強いていた。ところが、女真族が樹立した清国が、明朝を滅ぼすとともに、朝鮮に侵入して(1627・36年の二度の「胡乱」)逆に、事大関係を強要した。これに対して、朝鮮の多くの儒者たちは、清を夷族国であると糾弾し、朝鮮こそが明朝中華文明の継承者であるとする「小中華思想」と清国排撃を唱える「北伐」論を主張した。その代表者は、執権者である老論派の巨魁、宋時烈(1607-1689)であった。小中華思想は、後期朝鮮を通して、対外思潮の強力な底流として存続した<sup>(71)</sup>。

ところで小中華思想を唱えた面々は、朱子学の中心教義として専ら、内面的心性の教化と陶冶を強調し、外面的な農業・工業・商業などに関わる学問を「雑学」として軽視する傾向を持っていた。斯様な朝鮮朱子学の主潮に対して、農工商業の世界をも併せて重視する「実学者」が出現した。彼らにとっては実学・実業の隆盛は中華国の重要な標識となった。そして彼らの中には、さらに、所謂、「利用厚生学派」と「経世致用学派」の二潮流が生まれた。前者は執権派である老論派の中に生まれた。燕行使として清国に赴いた洪大容(1731-1783)、朴趾源、朴齐家(1750-1805)などが、清国文明の発展を目撃して、清国夷狄観と小中華思想を改めるに至ったのである。当時の清朝は、乾隆帝(在位1735-1795)の治政下、「中国歴代の文化の精粹が総整

理され」と共に、「産業発展と西洋科学技術文明の導入」にも瞠目すべきものがあった。彼らは清国体験を基に、「清支配下の中国から学ぶ」という「北学」論を唱導した<sup>(72)</sup>。勿論、彼らも儒者であるから、伝来の華夷思想それ自体を放棄したわけではない<sup>(73)</sup>。かつての蛮人、女真族が「用夏變夷」の思想に適う国に変わったと理解されたのである。次いで、後者の「経世致用学派」は老論派主流から疎外された南人派の中に生まれた。その中心人物は李瀛であった。彼も実学者として小中華思想を批判して、「今の中国は…聖賢が現われる故郷であって、文明がきわめて隆盛な場所だ<sup>(74)</sup>」と述べ、清国を高く称揚している。他方、李瀛は清国だけでなく西洋文明の展開にも強い関心を示した。特に、18世紀に導入されたカソリック教に注目し、イタリアの宣教師、マテオ＝リッチ（1552－1610）の翻訳書、『天主実義』に跋文を寄せた。彼の影響は南人派の門流筋を経て、李退溪（1501－1570）と並ぶ朝鮮儒教界の双壁と称される丁若鏞の一族に及んだ<sup>(75)</sup>。しかしながら、南人派の面々も、あくまで儒者であったから、華夷思想そのものを否認したのではない。儒教こそが「中華の文明」であり、「唯一の普遍的価値」であるとする基本的見地を踏まえた上で、カソリック教の中に儒教に適う思想を読み込んで行ったのであった<sup>(76)</sup>。このように、後期朝鮮の儒者たちにおける華夷思想の推移をみると、朱子学を国教としている自国が中華国であるとする点では一致が見られたのであるが、他国の何れを中華に適う国と捉えるかという点で分岐が生じて来たと言える。

そして、19世紀に入ると、特に、1866年の丙寅洋擄を切っ掛けとして、朝鮮の華夷思想は新たな局面を迎える。朝鮮儒教の主流の間で、華夷思想によって「西戎」とされた西洋列強との軍事的衝突が勃発したからである。その際、洋擄戦の思想的武器を提供したのが、李恒老（1792－1868）や金平黙（1819－1899）など、衛正斥邪派の華夷思想であった<sup>(77)</sup>。李恒老は儒教道統の朝鮮の継承者は、宋時烈であると主張し、彼に倣って清国は依然として「北虜」

に過ぎず、朝鮮が明国を継ぐ中華国であるという小中華思想を唱えた。その上で、西洋に対して「禽獸でいう価値もない」と厳しい言葉を浴びせ、それを清国よりも下位に位置づけた。「西洋は天地の大勢を以て之を言へば、西極肅殺の偏氣」であり、「地勢絶遠にして中国と相通ずるの最も晩く、不幸にして堯舜文武の盛んなる際を賭するを得ず。」キリスト教は儒教を抹殺する「無君無父」の思想であり、その宣布は朝鮮を「禽獸の国」に貶めようとする西洋国の仕業である。こうして彼は、西洋に対する徹底した攘夷策を上奏したのである。金平黙も清国を「強弩之末勢」と見做しし、朝鮮については、「為能変東夷之風 得小華之名」と喝破して、小中華思想を高唱した。その上で、「およそ洋なるものは・・・すべて否定すべき」であり、何事においても西洋との交わりは、「人類が化して禽獸となる」ことを意味すると主張した。李恒老や金平黙に依えて、執権者、大院君は、西洋排撃を唱える「斥和碑」を全国に建立し、国民に対して、「洋夷侵犯 非戦則和 主和売国」と西洋に対する決起を呼びかけたのである。

次に李恒老と同世代の、允植の二人の師、兪莘煥と朴珪寿の華夷思想を見る。まず、最初の師、兪莘煥について。彼は第二次アヘン戦争や丙寅洋攘に先立つ1859年に世を去り、しかも在野の業儒であったにもかかわらず19世紀前半期の国外情勢によく通じていた<sup>(78)</sup>。彼は儒者として、当然ながら、華夷思想の立場から朝鮮の国際環境を捉えていた。彼の文書を読むと、秀吉の朝鮮侵攻について「壬辰倭寇<sup>(79)</sup>」、清国の朝鮮侵攻や北方民族の中国侵攻について「虜<sup>(80)</sup>」・「夷<sup>(81)</sup>」、「夷狄如回回韃靼<sup>(82)</sup>」など、しばしば華夷思想を表示する言葉が出てくる。また、「簡通華陽儒代太学」の中で、宋時烈を讃えて、「尤翁東方之孔朱也<sup>(83)</sup>」と書き、「跋尤庵先生顔巷帖」の中では彼を「東方之大賢<sup>(84)</sup>」と称揚している。兪莘煥は、宗時烈の華夷思想に共鳴するものを持っていたのである。しかし、上の注(78)で挙げた彼の四点の文章の内、最後のものを除いた三点は何れも、燕行使を務めた人士に向けた送別の辞で

ある。彼は先述の18世紀の実学者、洪大容や李瀾の清国観を受け継いで、宋時烈や李恒老の小中華思想は否認していたのである。

二人目の師、朴珪寿は「当時、朝鮮で最も国際情勢に通じる人物の一人<sup>(85)</sup>」であった。彼は18世紀の北学派の中心人物、朴趾源の孫にあたり、祖父の華夷思想を継承していた。朴趾源が伝来の華夷思想を保持した点では、宗時烈と共通していたように、朴珪寿も後者を師と仰いだ李恒老と同じく、華夷思想を保持していた。それは例えば、大院君が宋時烈の遺命で作られた明国の皇帝、神宗（在位1572-1620）を祀る万東廟の撤廃を断行した時、異議を申し立てた点に表れている<sup>(86)</sup>。その点では、朴珪寿は、宋時烈を師と仰いだ衛正斥邪派と軌を一にしているのである。他方、朴趾源は宗時烈の小中華思想を「用夏変夷」の思想を以て批判したが、朴珪寿も李恒老に同様の批判を加えた。朴珪寿は、「(清は-筆者) 今日、中州化して…」あるいは「清は夷狄ではなく…」と説明し、「中国に通ぜずして自ら能く曆象を明らかにし、利用して厚生するを得んや」と述べた<sup>(87)</sup>。彼は「清支配下の中国に、明室がまた存在し続けている」ことを認めていたのである<sup>(88)</sup>。では、西洋キリスト教の正邪問題に関してはどうか。允植は丙寅洋攘の4年前、第二次アヘン戦争時の咸豊帝（在位1850-1861）の熱河蒙塵に際して、問安副使を務めた朴珪寿への送別の辞、「奉送職齋朴先生珪寿赴熱河序」（財団法人民族文化推進会編『雲養続集卷之二（影印標点韓国文集叢刊328）』서울, 2004, 559-563면, 이하, 『続集・二』559-563）を書いた。そして、その中に師の国王への「啓行」を付している。それを見ると朴珪寿も、李恒老と同様に西洋国を「洋夷<sup>(89)</sup>」と呼び、「彼泰西之教・・・此道若行 人之類当滅絶矣<sup>(90)</sup>」、或いは「吾東之禁邪教 盛徳事也」などと述べている<sup>(91)</sup>。だから彼は、1866年、大院君の攘夷政策に呼応して、大同江を遡航して通商交易を要求したアメリカの武装船を撃沈したのである<sup>(92)</sup>。

さて、允植は1850年代に兪莘煥、そして、1860年代には朴珪寿に師事した。

そして彼も儒者として、二人の師と同様の華夷思想を持っていたのである。允植は上記の朴珪寿への送別の辞の中で、西洋を「夷狄」と呼び、「洋夷猖獗日久 天下被其害」（『統集二』4）と批判している。他方、清国については、「清人用夏變夷 能有天命」（『統集二』5）と書き、清国が中華の国であることを認め、200年以上に及ぶ朝鮮と清国の事大・宗属関係の来歴を讃えている（『統集二』559）。ここには、允植が朴珪寿の華夷思想と清国・西洋観を継承している次第が読み取れる。次に允植は、丙寅洋攘の時に、「李大夫恒老」、「梁千摠憲洙」、「楊花陣－巡撫使申櫨－」、「延安招討使韓応弼」と題する四篇の漢詩を詠んでいる（『全集・巻』83-85）。これらは、フランス軍に対峙した四名の儒者・武官・守令の奮戦を称揚した作品である。「李大夫恒老」の中では、攘夷戦の断固たる完遂を上奏した「辞同副承旨兼陳所懷疏」を紹介し、「読書の士」の怠惰と対比して、彼を「偉哉李大夫」と讃えている（『全集・巻』83）<sup>(93)</sup>。次いで、江華島鼎足山城で戦った李恒老の門弟、梁憲洙<sup>(94)</sup>の戦闘を讃えて「天遣此人殲夷種」（『全集・巻』84）と詠んだ。そして、漢江楊花津の塩倉項に陣を敷いた摠戎使、申櫨（1810-1888）と招討使に任じた延安府使の韓応弼（生没年不詳）の二人は、李恒老の門弟筋の人物ではない<sup>(95)</sup>。しかし、允植は「楊花陣－巡撫使申櫨－」の中で、「四夷賓服享安逸」（『全集・巻』85）と詠い、「延安招討使韓応弼」の中では、「玩寇」・「探賊」・「強寇」という言葉が出て来るから、この二つの漢詩も、華夷思想の立場から詠まれていることが分かる（『全集・巻』85）。さらに、允植は丙寅洋攘に際して、もう一つ、「洋擾時答某人書」という文書を書いている（『全集・巻』288-290）。これはフランス軍来襲の衝撃を受けて、将来の朝鮮の禦洋策如何について述べたものであり、詳しくは後段で取り挙げる。彼はこの中でも、フランス軍やキリスト教徒を批判して、「夷擾」、「夷檄」、「夷變」、「洋夷」、「賊夷」、そして「邪類」などという言葉を出している（『全集・巻』288-290）<sup>(96)</sup>。最後にもう一つ注目したいのは、允植が大元君の万

東廟廢止策に対して、李恒老や朴珪寿と同様に反対の立場を取った点である。彼は後年、上述の衛正斥邪派、梁憲洙の「行状」を書き、彼が万東廟廢止に反対した次第を肯定的に紹介している（『全集・弐』434）。また、允植は俞莘煥の同門生、金鶴遠（生没年不詳）が「皇廟撤額之命」に慟哭して、宋時烈を祀る華陽書院に万東廟を祭る文を認めた次第を称揚している（『全集・弐』464）。万東廟の撤廢問題に見られる、允植の宋時烈や李恒老らへの共鳴もまた、彼が華夷思想を堅持していることを示している。

以上、初期の允植が朝鮮とフランス・アメリカとの武力衝突の衝撃を受けて、衛正斥邪派の李恒老や彼の二人の師、俞莘煥と朴珪寿と共に、伝来の華夷思想の立場から対処して行った次第を見て来た。彼はここに及んで、四編の漢詩を作り、李恒老や梁憲洙たちのフランス軍に対する奮戦を称揚した。そして、その直後に、先述の「洋攘時答某人書」と言う文書を書いた。この文書は、将来、洋攘問題がさらに深刻化するという予測の下に、華夷思想に立脚しつつ、それに対して朝鮮が取るべき具体的・長期的な攘夷策、彼の言葉によれば、「禦洋之道」（『全集・弐』289）について述べたものである。この問題領域に入ると、允植は師、俞莘煥や朴珪寿と共に、衛正斥邪派とは一線を画する提言を行うことになる。以下、この文書を素材として、彼の禦洋策を考察して見たい。

まず、衛正斥邪派の禦洋策を見る<sup>(97)</sup>。李恒老はフランスの來襲に対して、当面の策としては、軍事力による撃退を主張した。しかし、彼は根本的な禦洋策として、内面・道徳主義的な方途を主張している。彼は攘夷のためには、「第一義的」には君主の「内面的修身」が肝要であり、「天理に従う政治・社会的秩序」の確立によって「異端・夷矣・禽獸」を斥けるべきと唱えた。朝鮮が儒教の「身修・家斉・国正」なる準則に沿う国となれば、「洋物」は不用となり「交易」は途絶えて、「奇技淫巧」は見捨てられてしまうと主張した。また、彼は西洋の「功利」・「富強」の道に抗して「清貧」の道を選び、



「殺身成仁」や「捨身就義」という殉教精神の昂揚を唱えた。金平黙の禦洋策も、やはり「国王の修養論」を中心とするものであり、「欧米の科学や軍事の吸収」を拒絶している。斯様に衛正斥邪派の禦洋策は、内面・道徳主義的な性格を持ち、西洋の軍事・経済力に対する現実認識を踏まえた上での「政治的現実主義」を旨とするものではなかった<sup>(98)</sup>。そして、このような衛正斥邪派の禦洋論は、その後、1880年代の壬午軍乱の時期まで、朝鮮の対外思想や対外政策に強い影響を及ぼして行くのである<sup>(99)(100)</sup>。

次に、18世紀の北学派の系譜を継いで、衛正斥邪派と異なる「政治的現実主義」の禦洋策を説いた允植の二人の師、兪莘煥と朴珪寿を取り上げる。兪莘煥は、既に早く、1831年の文書、「送淵泉洪公如燕序」で朝鮮軍事力の不備を訴えてその改革方を唱えている<sup>(101)</sup>。彼はこの文書で、李栗谷（1536－1584）が16世紀末、倭乱に先立って上疏した養兵策を取り上げる。栗谷は「国勢の不振」を憂え、国の「土崩の禍」を削ぐために、「十万人の兵を養い、都城に二万、各道に一万を布置」すべきと建議した。これを怠ると、「変乱」勃発の折、「市井の民を駆り集めて戦う」羽目になり、「大事を招く」と警告した。彼は、対外危機の徴候を察して、武芸に優れた精兵による常備軍の設立を説いたのである。当時の士大夫たちは、彼の立言を「過計の憂」と一蹴した。兪莘煥は、栗谷の提言を、「太上」の策と評し、19世紀前半期の対外危機を察知して、倭乱に先立つ栗谷の立言を他山の石とすべき旨を説いたのである。さらに彼は、1840年のアヘン戦争の直後、「送人如燕序」を書き、清国の敗因を西洋列強との間の軍事力の落差に求め、次のように言っている。「西洋のイギリス軍は澳門を拠点とし、浙江と江蘇の間に兵を展開した。清国はこれに抗して数万の関東兵を投じたが、敗北を喫した…西洋は昔、東ローマ帝国であった。この国は機巧を以て聞こえた。近世に於いては、…西洋は一様ではないが、強い力を持っている。正に西洋は至巧の国（傍点は筆者）である。<sup>(102)</sup>」また彼は、アヘン戦争後の清国情勢を憂慮し、ロシアの脅威

も加味して、「清人の存亡如何については、今、知ることは出来ないが、清人が滅亡するようなことになれば、その危害は必ず我が国に及んでくる<sup>(103)</sup>」と警告している。ここでは、兪莘煥の仮想敵国が西洋列強と定められ、「至巧の国」たる西洋の軍事技術を盗み取ることの重要性が提言されている。既述の様に、朝鮮の士大夫層の中に、中国危機の朝鮮波及に対する憂慮の念が生じたのは、1860年代初頭であった。在野の業儒であった兪莘煥が、それより前の段で、清国と西洋列強の軍事情勢を把握し、朝鮮危機への現実的対応策を披歴したことは、実に驚くべきことである。

次に朴珪寿の禦洋策を見る。朴珪寿は、18世紀の北学派の代表者、朴趾源の孫に当たり、彼の実学的精神を継いでいた。前者が清国文物の朝鮮導入を唱えたように、後者は洋攘に直面して、西洋の文物、特に軍事技術の積極的導入が必要であると説いた。允植の二人の師は、衛正斥邪派と異なって現実主義的な禦洋策を説いたのである。朴珪寿も既に、第二次アヘン戦争の前から、「ヒステリックな斥邪論とは一線を画す立場」を養っていた<sup>(104)</sup>。そして彼は、第二次アヘン戦争後に、清国人、魏源（1794-1857）の『海国図志』（1842年）の影響を受けて自らの禦洋策を固めて行った。魏源は第一次アヘン戦争の敗北を糧にして、清国の「西勢東漸」に抗する「軍事的基本戦略」を、「夷の長技を師として夷を制する」という点に求めた<sup>(105)</sup>。清国が攘夷の実を挙げる為には、夷狄国である西洋の軍事技術を採取する以外の策はないと唱えたのである。この書物は清国だけでなく、清国と同様の危機に直面した朝鮮・日本でも大きな反響を呼んだ<sup>(106)</sup>。この書物の朝鮮伝来は、1850年よりも前であるとされている<sup>(107)</sup>。しかし、当時の朝鮮人士は、西洋来襲に対する危機感が希薄であったため、この書物を「兵学的関心」よりも、「文明論的関心」、つまり、華夷思想の立場から読んだ<sup>(108)</sup>。それに対して、朴珪寿は1861年、問安副使として清国を訪れた際、第二次アヘン戦争の経緯に衝撃を受け、帰国の後、洋攘戦の軍略如何という「兵学的関心」から、『海国

図志』の研鑽に努めた<sup>(109)</sup>。そして、西洋文明を丸ごと夷国の「奇技淫巧」と捉え、その一切の受容を拒絶した衛正斥邪派とは趣を異にする禦洋策が作られた。彼は大院君政権の下で、平安道觀察使に就き、1866年、アメリカの武装船、シャーマン号を、大洞江において魏源から学んだ「火攻」術を駆使して撃退したのである。

允植は二人の師、兪莘煥と朴珪寿の現実主義的な禦洋論を受け継いでいる。一般的には、允植の華夷思想や禦洋論については、後者からの影響が指摘されて来た<sup>(110)</sup>。勿論、この見方は間違っていないが、1830年代から対外危機の問題を論じた兪莘煥からも多くを学んだと考える<sup>(111)</sup>。允植の禦洋論は、丙寅洋攘におけるフランス軍侵攻の衝撃の下に書かれた、「洋攘時答某人書」で披歴されている。彼はこの文書で、朝鮮の禦洋策の現状を批判し、その将来像について認めた。もっとも、この文書は『全集・弑』の288-290頁に収録された、分量としては実質的に二頁余りの小文であり、禦洋策の諸相を体系的かつ詳細に論じたものとは言えない。が、初期允植が、朝鮮の最初の洋攘事件に直面して、禦洋策上の鍵と考えた問題が取り上げられており、彼の当時の知見を考察するための貴重な資料である。なお管見の限りでは、表題の「某人」を特定する手立てがない。また、煩瑣をさけるために、以下のこの文書からの引用に際しては、全集本からの引用頁数は省略することにする。

允植はこの文書の劈頭で、「某人」から得た「夷国」の「檄文」を読み、「心寒肝掉」の心境に陥ったと述べ、「夷人」の侵攻に対する憂慮の念を次のように書く。「昔から七艘の船団を組んで、数万里の彼方から海を越えて來襲し、人・家・国を狙う者がいると言われて来たが、この度の出来事が正にそれである。」実際に、フランス軍は七艘の船団を組んで漢江河口の江華島を襲撃した<sup>(112)</sup>。

次に允植は丙寅洋攘の衝撃を受けて、朝鮮の軍事・国防体制の欠陥として、次の諸点を挙げて行く。先ず、朝鮮の国防・軍事問題を担うべき士大夫層の

姿勢そのものを糾弾する。

「(彼らは—筆者) 部屋に籠って読書に耽り、何も手を打たずに安穩としている。漆室の憂いは大きくて深い。憂うべきは、夷攘そのものにあるのではなく、他ならぬ我が国情にあるのである。」

允植は先の李恒老を詠んだ漢詩の中で、朝鮮の統治に当たるべき士大夫連が、時務に疎い「読書の士」に過ぎないと批判したが、この文書でも同様の批判を繰り返している。洋攘問題に際して先ず憂うべきは、西洋来襲それ自体よりも、為政者連の洋攘問題に取り組む安逸かつ怠慢の姿勢である。政府は「漆室」のような沈滞した雰囲気の中に陥り、積極果敢な禦洋策を何ら講じていない。そのために、次の様な国防体制の諸問題が放置されたままである。

(1) 各州・各県で無用の兵丁の調達が行われ、村は働き手を失って穀物の収穫が激減し、耕地を荒廃させている。食糧・軍糧が枯渇して、夷変に備えることが出来ない。(2) 兵丁の招集と除隊がその場限りの思い付きで行われているため、彼らの戦意と体力を著しく削いでしまっている<sup>(113)</sup>。軍糧も枯渇して死を待つだけという状態である。(3) 今、倉庫の中には、穀物の備蓄が途絶え、海運の便は開けていない。これではとても兵丁への補給が叶わない。(3) 郡守や県令は、農民から軍糧を調達するために、その見返りに官人への登用を約するが、農民は普段の苛斂誅求に呻吟して来たので、穀物の供出に応じようとしない。そのために軍糧の調達が困難となっている。

(4) 近来、朝鮮の水運の便が衰えたために、穀倉地である三南の食糧輸送は、主として陸運に頼っている。しかし、人力や牛馬に頼る輸送は、輸送の量や距離の面に限りがあり、兵士・武器・軍糧の輸送・補給、所謂、兵站の確保に著しい支障をきたしている<sup>(114)</sup>。允植は以上の四点は、特に顕著なものを挙げただけで、その他にも「百千万の難がある」と言う。そして、彼は

特に、その中の一点、つまり、朝鮮が時代錯誤の旧来の戦法に固執している点を指摘する。旧来の戦闘は、原野を戦場とし相対峙する両軍勢が陣地を構え、騎兵と歩兵、賢者と愚者が戦う白兵・肉弾戦の形を取った。だから、多勢に無勢の言葉通り、兵士の数が勝敗の決め手とされた。秦は60万人の兵を以て楚を滅ぼし、韓信は将兵の多寡こそが戦いの帰趨を決めると言った。しかし、この戦法は機械戦・機動戦の形を取る将来の洋攘戦に際しては通用しない。以上、允植は丙寅洋攘の衝撃を受けて、朝鮮の軍事・国防体制が抱えている難点を指摘した。問題点は大きく且つ多岐に涉っている。にも拘らず、19世紀前半期の朝鮮政府がそれらの難点をそのままに放置している次第を批判したのである。

ところで、允植が丙寅洋攘の勝利にも拘わらず、朝鮮の海防・軍事力の現状を厳しく批判し得たのは、彼が西洋列強の軍事力の実情に接していたためである。允植は、下の引用文で明言している様に、魏源の『開国図志』の冒頭の「籌海編」を読んでいた<sup>(115)</sup>。彼は後年になって、この書物を師、朴珪寿から紹介されたと述べている<sup>(116)</sup>。この書物は先述のように、東アジア人の海防論の構築に大きな影響を及ぼしたが、允植もその影響を受けた一人であった<sup>(117)</sup>。彼は、この書物から西洋の軍事情報を得て、それとの比較に於いて、朝鮮の現状を批判したのである。だから、允植はフランス軍の敗退にも拘らず、「洋夷之憂」が消滅したわけではなく、将来、必ず「幾たびか」、「夷」国の来襲を蒙ることになると考えたのである<sup>(118)</sup>。彼は朝鮮の軍事・海防体制の現状並びに将来に対して、強い危機感を持っていた。そこで彼は次に、「私は秘かに提案したい」と切り出して将来の禦洋策を提示して行く。彼が「秘かに」と書いているのは、当時、衛正斥邪派の禦洋論が一世を風靡していたからである。

「西洋撃攘に重要なのは、兵員の数ではなく、兵員の質である。そして、兵器が便宜かつ精

巧であることが重要である。何故なら、兵員が少数だと兵糧も節約できるからだ。兵員が優れていると、団結力が強まる。兵器が便宜だとその運搬も容易になる。兵器が精巧だと命中率が高くなる。洋夷が天下をわが物としているのは、このためである。今、百千万人の兵員が戦いに習熟し得ても、実際には一太刀も浴びせられない。しかし、要塞堅固の所から精砲を撃つと、一発で命中して一艘の賊船を転覆できる。これは衆多の力に拠るものではない。かつて読んだ魏源の籌海篇は、兵員の増徴ではなく、精砲の製造に努めるべきと説いている。正にこれは、幾度も洋乱の経験からの貴重な言葉である。」

「今、必要なことは、広く優れた工人と技術者を養成し、大礮、滑車、絞架および扛銃、擡砲、水雷車などの武器類を、海国図志に倣って製造することである。兵士は、京の衛兵から精兵を選りすぐって沿海要害に配置する。そして、孫石頂、甲申津、通津、楊花渡、藍倉項など京江の処々に、礮台を築き沙城を建て、地平句股の法を以て礮路を点検して、堅固な守備を築く。これらを首尾よく成し遂げ、京外からの兵員徴募は一切、取り止める。こうなれば、経費を軽減し洋攘に勝利することが出来る。」

先ず允植は、この二つの引用文で、魏源から学んで、旧態依然たる自国の軍事力、つまり、兵力や兵器の改革・製造の緊急性を提起している。多数の義勇兵・雇用兵の応急的な徴募を止めて、頑強で且つ戦闘心に長けた漢城駐留の精兵をもって強力な正規軍を設けるべきである<sup>(119)</sup>。「多数弱兵主義」ではなく、「少数精鋭主義」の原則に立って兵隊を組織すべき旨を唱えたのである<sup>(120)</sup>。さらに、允植は将来の洋攘戦を制するためには、旧来の白兵戦用の武器では、とうてい不十分であり、西洋流の優れた効率・効力を持つ精器類を製造すべきと主張する。「大礮、滑車、絞架および扛銃、擡砲、水雷車」等、魏源が紹介する西洋流の武器を作るために、優れた設計者と技術者を養成すべきである。そして、新たに創出した精兵・精器の類を朝鮮沿岸や京江（漢江）沿岸の要所に配置し、「洋乱」に対して機動的・効率的に対処して行く体制を構築することを提唱している。允植は伝来の華夷思想を堅持しつつも、正に、攘洋戦を制するためには、西洋が精兵・精器の力を以て、「四

海」を支配しつつある現実から学び取らねばならないと説いたのである。斯様な允植の禦洋論のなかには、崔震植と李熙平が指摘するように、華夷思想を堅持しつつも、西洋の軍事技術を受容すべき旨を唱える「東道西器」論、謂わば、朝鮮における「中体西用論」の胎動を読み取ることが出来る<sup>(121)</sup>。また、今日、16世紀以降の西洋の「国民国家」における軍事力の整備について次のように言われている。「…国家は、よく組織された兵士と破壊力を強めた兵器を、迅速かつ大量に銃後から前線、前線から前線へと容易に移動させることができるようになった…<sup>(122)</sup>」若き允植は、斯様な西洋列強の軍事情勢を、必ずしも、十全な形では理解していなかったかも知れないが、上の引用文は、少なくとも彼がこの情勢の推移に強い関心と危機感を持っていたことを示している。

次に允植は、戦争の戦術・戦法論でよく問題となる「決戦戦」と「持久戦」の何れの戦法を採るかという点に言及している<sup>(123)</sup>。彼は、「ある中国人（「中原人」）」がその点について、次のように勧告していると言う。「武力戦を仕掛けるのではなく、持久戦に持ち込むべきである。敵方は何れ軍糧が尽きて、やがては退却するであろう・・・」と。将来の洋攘戦では、「持久戦」に持ち込んで、相手方の自滅を待つのが上策と言うのである。ここで引き合いに出されている「中国人」が誰であるかは、管見の限りでは不明である。允植はこの勧告について、一般論としては「誠に至言である」が、朝鮮の「勢い」という特殊事情を勘案すると、得策と言えないと答えている。

「然しながら、今日の我が国の勢いを勘案して見ると、戦いの主導権が敵方に奪われ、我が国が苦境に立ち、敵方が勝ちを獲ることになる。つまり、持久戦を採ると敵方の軍糧が尽きる前に、逆に、我が国が困窮に陥ってしまう。だから、これは思慮ある言葉とは言えない。」

ここで言われている「勢い」は、軍事力を背後で支える国力の総体を指し、

その中で最も重要なものは経済力である。允植は狭義の軍事力だけでなく、その基盤となる経済力にも目を配っているのである。その次第は、今、扱っている允植文書の最初の段から随所に、差し挟まれてきたところでもある。朝鮮が「持久戦」に耐え得る経済力を備えていないという認識は、すでに、前項で扱った「三政策」の中でも示されていた。「我が国は山谷からなり、国内の産業が貧弱で、外国との交易も振るっておりません。だから、租税の入りも区々たるものでありまして、『資』と『用』は『貧』且つ『寡』で御座います。」（『全集・巻』438-439頁）この言葉は中朝両国の比較を述べたものだが、上の引用文では、西洋列強とのより大きな落差が指摘されている。允植は、西洋列強の広義の意味での軍事力にも注目し、「持久戦」を排して、「決戦戦」を選んだのである。この問題に関して、彼が「三政策」の中で「軍布之田結移徴」を唱えた次第が想起される。彼は官吏・胥吏・饒戸などによる横斂・詐取の制度に化していた軍布制が、朝鮮の「勢い」を益々、削いでいると見た。そこで、それを廃止して、軍費を田政の改革による田祖の増徴で以て捻出すべき旨を主張した。公平かつ厳格な全国量田を実施し、それに基づいて同様の田祖の収取を実現して、国用の増強を図る。それを原資として養兵・武備などの改革を行うという提案であった。三政策論と禦洋論は繋がっているのである<sup>(124)</sup>。

さらに允植は、広義の軍事力をなす銃後の戦力として、諜報・宣伝力が重要である旨を力説している。彼は西洋に呼応する天主教徒が、朝鮮の人心を手籠めにして、自国の情報を探索し敵国に通報していると見た。

「朝鮮国の邪類（天主教徒-筆者）は大半が賊夷の耳目（手下-筆者）である。だから彼らは我が方の詳細に通じているが、我が方は彼らの戦略を知らない。彼らが七艘の船団を組んで我が国に侵入し得たのは、耳目どもの手引きによるのだ。わが国は何故、隠密裏に間者を遣わして賊情を探る手立てを講じようとししないのか。」



允植はここでも、儒教の華夷思想に拠って、フランス人神父や朝鮮人信徒を「邪類」、つまり正教＝儒教に叛く邪教の徒と見做し、彼らを「賊夷」たる西洋国の侵略を間接的に幫助する手合いと断じている。彼は斯様な諜報・宣伝活動の面でも、朝鮮は西洋に酷く後れを取っていると見た。そして、朝鮮の諜報・宣伝活動の強化を主張した。允植は向後の洋攘戦が、諜報・宣伝戦の性格を帯びてくる次第を予感していたのである。以上のように、允植は丙寅洋攘の後、僅か三頁余りの小論の中ではあるが、魏源や朴珪寿そして更に、兪莘煥に導かれて、朝鮮の海防体制の問題点を指摘し、その改革方を提議した。彼の禦洋策は西洋流の精兵からなる軍隊の結成や精巧な武器の製造など、狭義の軍事力の創造と共に、銃後でそれを支える経済力と諜報・宣伝力の強化など、広義の軍事力の整備をも説くものであった。敢えて言えば、允植はこの小論において、戦争の勝敗の鍵が「戦場における軍隊」と共に、第一次世界大戦で顕著となった「軍隊を支える銃後」にある「総力戦」の到来を予感していたとも言えるのである<sup>(125)</sup>。

そして允植はこの小論の最後で、もう一度、最初の「読書の士」に対する批判に立ち返って、当時の多くの政府執権者の洋攘問題に対する態度に言及している。彼は、「此皆腐儒迂見 無当於時務者」と書き、現実の諸問題の扱いに疎い「腐儒」連は、禦洋策如何という時務問題に直面して、打つ手を持たないと糾弾している。この批判は、冒頭の「自室（＝「漆室」）で読書三昧、無為の安逸をむさぼる」という政府執権者への批判と軌を一にしている。張寅性はこの行で出てくる「腐儒」は、李恒老らの衛正斥邪派の面々を指していると理解している<sup>(126)</sup>。しかし、允植はこの資料と同時期に作った漢詩の中で、「読書之士」の無為安逸を糾弾し、李恒老の積極的な行動性を高く称揚していた（参照、『全集・壺』83）。允植が李恒老を「腐儒」や「読書之士」として批判することは考えられない。ここで批判されているのは、官人の執権・士大夫層であると見るべきである。ただし、允植が李恒老の攘

夷策が道徳・精神主義に偏して、朝鮮・西洋の双方の現実の「勢い」の落差を看過し、西洋の文武の一切を拒絶する現実的な制度・政策論を欠いていた点を批判したことも看過してはならない。

ところで允植が禦洋策に關説したもう一つの注目すべき文章として、前項で取り上げた「八家涉筆（上）」の柳宗元論の一節、「封建論」がある。彼は柳宗元の郡県制論を批判して、周代の封建制を擁護する文脈の中で次の様に述べている。

「(古の時代に対して-筆者)、後世になると漢唐の全盛を以てしても、常に夷突に悩んだのは何故か。封建制度が壊れてから天下が一人の私物となったために、人々が自戦の心をなくしたからである。」(『全集・弐』538-539)

允植は攘夷の実を挙げるためには、軍事力の増強、それを支える経済力・情報力の涵養など外面的条件と共に、国民の「自戦の心」、つまり積極的な海防意識の昂揚という内面的条件の充足が必要と見た。郡県制の弊害がもろに表われた勢道政治の下での一族による権力独占は、国民の積極的な海防意識の醸成を妨げ、禦洋策の遂行の足止めを来す。允植は前項で考察した様に、政策論としては朝鮮の郡県制を容認しつつ、その中に古代封建制の理念を活かして、勢道一族の政權横奪を批判し、王権を中軸とする李朝体制を強固なものとするために、各身分・各地域の知徳に優れた「豪傑」の積極的な官吏登用など、封建的=分権的かつ全国民的な政治体制を構築すべき旨を唱えた。彼の官吏登用制改革案は、「都と地方の衙門」が「共に壯觀を呈する」政治体制の構築によって、「拳国の公論」を作り出すことを目指していたのである<sup>(127)</sup>。官吏登用制改革問題と禦洋策問題は密接につながっているのである。允植は上記の論説、「封建論」の中で、「封建制が井田制の前提であり、井田制が礼楽刑政の前提である」(『全集・壹』535)と喝破している。このテー

ぜを本項の洋攘論の文脈に適用して見ると、封建制の理念を活かした官制改革と井田制の理念を活かした三政改革の両者が、当時の深刻且つ重要な「刑政」問題であった洋攘問題の解決策と深く関係していたのである。

最後に、「洋攘時答某人書」の中で言及されていない禦洋策上の問題を一点、取り上げて本項を閉じることにする。後期朝鮮は清国との間に宗属・事大関係を結び、允植も年来の両国の好誼を称揚していた。しかも彼は、朝鮮の軍事・国防力、並びにそれを支える財政・経済力が不十分であることに気付いていた。すると、朝鮮が取るべき禦洋策の一つとして、清国の支援を仰ぐという提案の可能性が想起される。しかし、この文書の中に、斯様な提案の痕跡を見出すことは出来ない。木村幹も、「洋攘時答某人書」を考察した行で、「(允植の禦洋策では - 筆者) 軍事改革に成功した朝鮮が、列強の脅威に独力で対抗することが意図されている<sup>(128)</sup>」と指摘している。もっとも、上で取り上げた朴珪寿への送別文では、清国への問安使派遣が有意味である理由の一つとして、朝鮮が「洋夷」の手による将来の「危乱」に際して、清国の「力を獲ることが出来る」という点を挙げている<sup>(129)</sup>。しかしその際も、清国による支援の必要性が切迫していることを、積極的な形で主張しているわけではない。允植が清国との軍事的連携を積極的に主張していない理由としては、次の様な事情が考えられる。一つは、丙寅洋攘に際して米仏両国の当局者が見たように、朝清両国の宗属・事大関係は本来、清国が朝鮮の「統治に干渉したり、統制をくわえる権利」を「まったく」意味するものではなく、「一切の国事」は、朝鮮の「自主」に委ねられていた<sup>(130)</sup>。宗属・事大関係は儒教思想に拠る情誼・典礼的關係であり、近代西洋列強の間の権力的関係とは異なるものとされていた。清国は朝鮮の内政・外交に対して権力的な支配権を行使していなかったのである。二つ目として、第二次アヘン戦争における清国の敗北が、朝鮮人士の間に、事大・宗属関係そのものに対する信頼・依拠の念を揺るがしていた点である<sup>(131)</sup>。允植が「洋攘時答某人書」の

冒頭で、禦洋問題の核心は、「夷攘」そのものよりも「我が国情」にあると喝破した訳は、禦洋策の一般論としての立言だけでなく、この点とも関わりと考えられる。三つ目の理由は、彼が『海国図志』が警告した「洋夷縦横」に気付きながらも、やはり、「西洋軍事力の根本」たる「西洋文明」の域を必ずしも、十分に理解し得ていなかったということである<sup>(132)</sup>。初期の允植は、未だ、産業革命後の西洋諸国の経済力・軍事力と朝鮮のそれ等との落差の巨大さ並びにその原因を、必ずしも、十分には理解していなかったのである。これらの理由が重なり合って、初期段階の允植は、清国との連携という対応策を提起するに至らなかったと考えられる。なお念のために添えておくと、允植の初期時代の諸文書には、日本の存在は何らかの重みをもつ形では未だ、視野の中に入っていない。ともあれ、本項が素材とした允植の文書は、彼の20歳台中葉から30歳台初頭にかけて書かれた。当時の允植にとって、丙寅洋攘から10数年後、朝鮮が本格的に、兩次の世界大戦に収斂していく苛酷な国際政治への参入を、西洋列強、清国、そして日本などによって強要される段に至って、それに立ち向かう外務担当のキー・パーソンの一員として活動し、後になって、「我が国と外国との交渉は此処（私－筆者）に始まった」（『全集・弑』515）と自負し得たような運命が待ち受けていることは、勿論、知る由もないことであった。しかし、本項で取り上げた諸文書の執筆が、その活動の出立点となったことは確かである。

(注)

- (1) 参照, 原田 環「晋州民乱と朴珪寿」『史学研究(広島史学研究会)』第126号, 1975年, 31-32頁。
- (2) 釐整庁は、肅宗（在位1674-1720）と純祖（在位1800-1834）の代にも、三政問題を検討するために設置された。壬戌民乱の時に設けられた部局の名称は、これらを継承していると考えられる。朴広成, 晋州 民乱의 研究－釐整庁의 設置와 三政矯策을 中心으로, THE RESEARCH JOURNAL, INCHON NATIONAL UNIVERSITY OF EDUCA-

TION, Vol. 3, 1968, 94면 참조.

- (3) 金容燮, 哲宗 壬戌改革에서의 応旨三政疏와 二農業論, 韓國近代農業史研究, 서울, 1981, 214-215면 참조.
- (4) 이철성, 17/18세기 전정 운영론과 전세 제도 연구, 서울, 2003, 40-41면 참조.
- (5) 柳馨遠は、『周礼』を典拠として「以田為本 計田出賦」を田政の原則と見ていた。같은책, 40면 참조. 兪莘煥は、「田政者民国之大政也 民之休戚国之治乱 不在田政之得失乎」と述べている。韓國学文献研究所編『兪莘煥全集』亜細亜文化社, 서울, 1983, 287면(이하, 『兪莘煥全集』 287) 참조.
- (6) 参照, 佐竹晴彦『中国古代の田制と邑制』岩波書店, 2006年, 11頁・191-192頁。佐竹によると中国で最初に井田制の實在に疑義を呈したのは, アメリカ留学から帰国の後, 1919年の5・4運動の中心的指導者となった胡適(1891-1962)であった。
- (7) 同上書, 35頁。
- (8) 二つの文書における井田制の内容の同一性を論じた文献として次を参照。曾我部静雄「周礼の井田法」『社会経済史学』第50巻第4号, 1984年。
- (9) 小林勝人訳注『孟子(上)』岩波書店, 1968年, 204-205頁。
- (10) 九百畝の広さは, 日本の15.52町歩に当たる。参照, 京大東洋史辞典編纂会編『(新編)東洋史辞典』東京創元社, 1980年, 464頁。
- (11) この点について金 哲雄は, 井田制に見られる儒教の経済理念は, 「生産物の均等配分だけでなく, より源泉的に生産手段(耕作地)の均等配分」を謳うものであったと指摘している。参照, 「儒教の経済思想と韓国資本主義-朝鮮王朝時代の経済思想をめぐって-」『経済学論集(大阪経済法科大学)』第30巻第1号, 2007年, 14頁。
- (12) 参照, 小林勝人訳注, 前掲書, 198頁。
- (13) 『孟子』では, 夏・殷・周の井田制は「人民」が「人君」に納める租税の基礎として設けられたと言われている。参照, 小林勝人訳注, 前掲書, 198-199頁。
- (14) 参照, 同上書, 203頁。
- (15) その点について『孟子』では, 次のように言われている。「仁政とは, まず耕地の境界を正しくすることからはじまるものです。境界が正しくないと, 井田の土地の分け方が均分にはいかないし, つれて役人の俸禄も公平というわけにはいかなくなります。それで昔から暴虐な君主や貪欲な役人は, みなこの境界をいい加減にし〔て私利私欲をはかっ〕たものです。」(同上書, 203頁)また, 井田制は租税の取に「一定の限度」を定めるものであるとも言われている。参照, 同上書, 198頁。
- (16) 参照, 影山輝国・溝口雄三「井田」, 溝口雄三・丸山松幸・池田和久編『中国思想文化事典』東京大学出版会, 2001年, 176-178頁。

- (17) この引用文の冒頭部分は、『論語』の一節から採られたものである。参照、金谷 治訳注『論語』岩波書店、1963年、226頁。なお、山田勝芳はこの点について、次のように解説している。「儒教の主張する政治の要諦は『均』であった。・・・『論語』季氏篇の『均』が、以後、儒教の『均』の理解を規定した。」参照、『中国のユートピアと「均」の理念』汲古書院、2001年、11-12頁。
- (18) この時期の国家財政の枯渇化について、今日の文献で次の様に説明されている。「朝鮮後期には、国家財政は窮迫する趨勢にあった。…財政悪化の趨勢は19世紀に顕著となった。1822年、戸曹判書…沈象奎は『昔から理財の原理は歳入を数えて歳出を行う…というに過ぎないが、…今日、度支部〔戸曹〕の錢穀会計数値をみてみるに、2年の歳入で1年の歳出を担うことができません』と報告した。…歳入減少の主たる要因は、国家の土地に対する把握能力の弱化にあると思われる。」(李憲昶著・須川英徳／六反田豊監訳『韓国経済通史』法政大学出版局、2004年、102頁) 三政の紊乱が国家財政の紊乱の原因であると理解されているのである。
- (19) 参照、宮嶋博史「朝鮮農業史における15世紀」『朝鮮史叢』第3号、1980年、7-12頁。新井 宏「量田制における頃と結」『朝鮮学報』第144号、1992年、1-2頁。
- (20) 今日、後期朝鮮期を通して、士大夫層や在地士族層らの私的大土地所有が拡大した次第が指摘されている。彼らは広大な私有地を持ち、大地主として小作農に労役を負わせる経営を展開した。参照、宮嶋博史『両班』中央公論社、1995年、204-205頁。六反田豊『朝鮮王朝の国家と財政』山川出版社、2013年、34-35頁。
- (21) 後期朝鮮の在野の儒者であった、所謂、経世致用学派の面々は結布制の改革を唱えた。その開祖、柳馨遠は土地の「公有」化の断行と、「耕者有田」の原則によるその均等分配を旨とする「均田制」を実施すべきと訴えた。参照、姜在彦『朝鮮儒教の二千年』朝日新聞社、2001年、381頁。そして、彼の後継者、李滉(1681-1763)と丁若鏞(1762-1836)もそれぞれ、「限田制」と「闢田制」という土地所有制の改革案を提示した。参照、同上書、382頁。李載浩、実学派의土地政策攷、朝鮮政治制度研究、一潮閣、1995、239/246/250면 참조.
- (22) 以下の「結負制」の歴史的変遷についての説明は、次の文献を参照した。『「新訂増補」朝鮮を知る事典』平凡社、2000年、106頁。
- (23) 周尺とは中国古代の制度であり、一尺は20.81cmに当たる。参照、前掲書、329頁。
- (24) 金容燮はこの点を次のように説いている。「量田を通じて利益を得たのは胥吏層およびこれと結託した富農層であった。…その(田品等級と地積の-筆者)決定は量田事業に従事した吏の主観的な判断、または贈り物の授受で左右され、正当な等級づけが行われなかった。」(三品彰英抄訳「量案の研究(上)-朝鮮後期の農家経済-」『朝鮮研究年報』、1959

年、23-24頁) また、朴忠錫は、「地方胥吏は土地の測量、等級の判定、収穫量の計算等を自由に操作することが出来た」と指摘している。(「朝鮮後期における政治思想の展開(1)―特に近世実学派の思维方法を中心に―」『国家学会雑誌』第88巻第9・10号、1975年、11頁)

- (25) 允植の師、兪莘煥は田祖紊乱の状況を次のように説いている。「我国の八道全体の地積は、粗方、150万結である。そして、八道全体で、また、粗方、150万戸の人民がいる。…それなのに、どうして田政が正常の道を逸しているのか。…それは、一結あたり、少なくとも、40斗の田税を賦課すべきなのに、近日では、僅か4斗に止まっているからである。…このような田賦の過少によって、ひどい民力の困窮が生じている。一体、150万結の穀物は何処に隠れてしまったのか。そこに、必ず弊害が生まれる所以があり、また、必ずその弊害を革める道があるのである。」(『兪莘煥全集』293-294.)
- (26) 一般的に量田事業は、国家基本法たる『経国大典』(1485年施行)が、20年毎の実施を定めていたとされる。しかし、宮嶋博史は、『経国大典』よりも後の『端宗実録』や『成宗実録』で、30年毎の量田を国法としているから、この定めは「さほど厳密なものではなかった」と推測している。参照、『朝鮮土地調査事業史の研究』東京大学東洋文化研究所、1991年、40頁。何れにせよ、20年毎、あるいは30年毎の定期的な全国量田の定めがあった。ところが実際の施行状況は、次のように説かれている。李憲禔によれば、「全国的な量田事業は、15世紀、17世紀前半、18世紀前半、そして、旧韓末の4度だけに留まった。」参照、須川英徳／六反田豊訳、前掲書、103頁。また宮嶋博史は、「李朝時代を通じて文字通りの全国一斉の量田は一度も行われたことはなく、わずかに1600-04年にかけて全国一斉に量田が行われたが、この時の量田は時起耕田のみを対象とするものであった。」(前掲書、41頁)と言っている。斯様に結負制下の実際の全国量田の実施状況は極めて不十分なものであった。
- (27) 金容燮は、允植が上の引用文に拠って、人民に対する「土地均分」を伴う改革を「拒否」したと述べている。甲申・甲午改革期の 農業論, 앞의책, 313명 참조.
- (28) 参照、中川 学「楊炎の財政改革の基調について」『一橋論叢』第53巻第5号、1963年、71頁。
- (29) 参照、溝口雄三・丸山松幸・池田和久編、前掲書、175・178頁。
- (30) 王莽の田制改革構想は「王田制」と称されているが、その眼目は、古代の「聖制」の要である「井田制を復活しようとするもの」であった。参照、東 晋次『王莽－儒教の理想に憑かれた男－』白帝社、2003年、215頁。また、ここで允植は宋代の王安石の田制改革論が王莽のそれと同質のものと理解しているが、その点については、下の脚注 (34) を参照されたい。

- (31) 「千步方田法」は仁宗の時代に施行されたが、その推進者の一人として、允植が、唐宋八大家について論じた文章、「八家涉筆（上・下）」の中で最も高い評価を与えた欧陽脩が挙げられていることは注目すべきである。参照、荒木敏一「宋代の方田均税法」『東洋史研究』第6巻第5号、1941年、8頁。周藤吉之「北宋に於ける方田均税法の施行過程－特に王安石・蔡京の新法としての－」『中国土地制度史研究』東京大学出版会、1954年、448-449頁。なお、允植の欧陽脩観については次の拙稿を参照。「金允植の初期政治思想(1)」『福岡大学法学論叢』第55巻第2号、2010年、316-317頁・330頁。
- (32) 東 一夫『王安石新法の研究』風間書房、1970年、813頁。
- (33) 参照、周藤吉之、上掲書、450・468頁。
- (34) 王安石はその点に関して、次のような允植ばりの言葉を吐いている。「どうして俄かにその（有力の人の一筆者）田を奪って貧民に賦与することができようか。その勢行うべからず、従い行うべきも未だ利としない。」（参照、周藤吉之、前掲書、462頁）そうすると、上述の允植の王安石についての理解には問題があることになる。もっとも、允植はその他の一群の王安石新法に見られる理想主義偏重の傾向に対しては批判的であった。参照、拙稿、前掲論文、318-320頁。王安石でさえも即座に、且つ直接的に土地所有制の変革には手を付けることが出来なかったのである。
- (35) 参照、仁井田陞「支那の土地台帳『魚鱗凶冊』の史的研究」『東方学報(東京)』第6号、1936年、165-170頁。
- (36) 金容燮, 앞의 논문, 313면.
- (37) 允植は兪集一が「四邑」で方田法による量田を実施したとしているが、「三邑」の誤りであると思われる。金容燮, 茶山과 楓石의 量田論, 앞의 책, 190면 참조. 参照、宮嶋博史、上掲書、97頁。崔潤晤, 肅宗朝 方田法 시행의 역사적 성격, 国土館論叢38, 1992, 1・6면 참조
- (38) 注(2)で言及した肅宗期に設置された整頓庁のメンバーのなかに、兪集一も加わっていた。朴広成, 앞의 논문, 94면 참조.
- (39) 崔潤晤, 위의 논문, 14・21면 참조.
- (40) 같은 논문, 15-16면 참조.
- (41) 같은 논문, 15-16・17・22-23면 참조. そして茶山自身も、論説「田結弁」の中で、方田法に依る量田を実施すべき旨を主張している。「民生に困<sup>くる</sup>しみが無いことを欲い、国用に置<sup>とほ</sup>しさが無いことを欲うならば、先ず田を量ることだが、田を量ることを欲うならば先ず結負を破して頃畝とし経緯の線を打って方田とし、そうして後に及めて経界を云うことができる。」参照、山内正博「李朝の課税単位“結負”制についての丁若鏞(1762-1836)の理解」『宮崎大学教育学部紀要・社会科学』第57号、1985年、11頁。



- (42) 允植の師、兪莘煥は、田政改革を論じた文章、「策問」の中で、楊炎の「兩税之法」、それに関わって、「魚鱗之凶」並びに「方田之名」などに言及し、それらが古代井田制の趣旨に適う施策であると説いている。参照、『兪莘煥全集』290면. してみると、允植は方田法に関して、兪莘煥からも示唆を受けていたことが考えられる。
- (43) 兪集一は方田法の提言の経緯について言っている。「所謂、方田法は自分が創ったものではなく、また、新奇の法でもない。これは実は、宋国の儒者である張載(1020-1077年)と朱熹(1130-1200年)の遺制であり、…」(崔潤晤, 앞 의 논문, 22면, 참조.) なお、崔潤晤によれば、朝鮮においては「方田法に対する関心は、この時期(肅宗の時期-筆者)までは見られなかった」とのことである。같은 논문, 22 면 참조.
- (44) 允植の方田法による量田は、田地の肥瘠度による等級区分を行うものであるから、注(41)で見た丁若鏞とは異なり、高麗以降の「結負制」を継承している。彼は厳格な量田の実施と詳細かつ判明な魚鱗図冊の作成によって、年来の「結負制」の弊害を防止できると考えていたと思われる。
- (45) 允植は定期的な量田の実施が、官吏層や富農層の妨害によって、阻まれてきた次第を訴えている。「定期的な改量の美制(の主張-筆者)が、これまで屢、世に現れましたが、実際にそれが実施されなかった訳は、奸胥・富戸の中にそれを嫌う者が多く、執事がそれ行わなかったからで御座います。」(『全集・壹』444)
- (46) 允植は、上奏文の中で、上の二つの引用文も含めて、厳格な量田の実施を再三再四、強調している。『全集・壹』444・446~447면, 참조.
- (47) 参照、拙稿「金允植の初期政治思想(2)」『福岡大学法学論叢』第59巻第2号、2014年、334頁。
- (48) 李相一、雲養 金允植의 思想과 活動 研究 (東国大学校博士学位論文)、1995、20면 참조.
- (49) 允植の師、兪莘煥は三政問題の中で、喫緊の課題は軍政の改革であると喝破している。(参照、『兪莘煥全集』315)そして、軍政の紊乱こそが、「民を窮迫させ官を太らせる当のもの」(同書、323)であり、「至貧至窮の民」(同書、320)を生み出していると批判する。そして、軍費の調達法として、「戸布」、「結布」、「口銭」、「游布」などが説かれたが、「結布」が最も適切であるとし、「軍役之移之田結」(同書、330)を主張している。允植は軍役問題について、直接的には、この師から学んだところが大きいと思う。
- (50) 金允植編『職齊先生集(二)：朝鮮学会学術資料第29集』『朝鮮学報』第87号、1979年、120頁。
- (51) 金谷 治訳注『論語』岩波書店、1963年、174頁。
- (52) 允植は還政・還穀に代わる言葉を具体的には示していない。彼は、本来は「困窮者への

恵み」の制度であったものが、苛斂誅求の手管たる還政へ変質したと批判している。だから、「取り立て」あるいは「返上」と言う意味合いの「還」という言葉を廃して、「賑植」という言葉を基に「賑政」、また、「救荒」という言葉を基に「荒政」などと改めると、納得すると思う。これ等の言葉については、上の允植の引用文と共に次の文献も参照、吉野誠「李朝後期の朝鮮における救荒政策」『東海大学紀要(文学部)』第39号、1982年、66・67・69頁。菅野修一「朝鮮世宗代の賑恤政策に関する一考察－制度・対象・支給量・政策変化－」『朝鮮学報』第178号、2001年、41頁。

- (53) 参照、拙稿、前掲論文、334頁。
- (54) 菅野修一は、後期朝鮮の国家歳入の中で還穀米の「利子収入」が占める割合が「数10%」に達していたと述べている。参照、前掲論文、94頁。
- (55) 朴広成, 앞의 논문, 105/113면.
- (56) 参照, 京大東洋史辞典編纂会編, 前掲書, 380頁。荒木見悟「近世儒学の発展－朱子学から陽明学へ－」『朱子 王陽明(世界の名著:続4)』中央公論社, 1974年, 21頁, 23-24頁。馬淵貞利「李朝末期の賑恤事業－全羅道任実県の賑恤謄録をめぐって－」『東京学芸大学紀要・第三部門』第40号, 1988年, 212頁。
- (57) 参照, 吉野 誠, 前掲論文, 69頁。馬淵貞利, 前掲論文, 211頁。
- (58) この点に関して, 前の拙論で考察した允植の「民国」思想や郷史論を参観いただければ幸いである。前掲論文, 342-344頁, 355-358頁。
- (59) 参照, 金容燮著・鶴園 裕訳「近代化過程における農業改革の二つの方向」『韓国近代農業史研究』, 法政大学出版局, 2002年, 14頁。
- (60) ちなみに, 金容燮は整序庁で上疏に臨んだ人士の中で, 士族層・富農層の田地の一般農民へ対する「再分配」を建言した人物として, 許傳と申錫祐の二人を挙げている。金容燮, 哲宗 壬戌改革에서의 応旨三政疏와 그農業論, 284・287・288면 참조.
- (61) 같은 논문, 280-282면 참조.
- (62) 木村 幹『朝鮮／韓国ナショナリズムと「小国」意識－朝貢国から国民国家へ－』, ミネルヴァ書房, 2000年, 151頁。
- (63) ここで, 整序庁における応諮上奏の顛末について簡潔に言及しておく。政府は, 還政の紊乱を是正するために, 允植も唱えた「罷還帰結」を約束した。しかし, 官吏層からの反対圧力で, 葬り去られてしまった。勢道政治を率いた安東金氏の強力な働きかけが, 影響したのである。朴広成, 위의 논문, 113/116-117면 참조. なお, 1863年に哲宗が世を去り高宗が即位した。彼の父, 大院君は勢道政治の改革を断行した。三政改革の面について, 允植は後年, 「軍役の弊を改めて公平な戸布制を施行し, 社倉を作って貧民を救った」と高い評価を与えている(参照, 『全集・弑』101)。大院君は軍政改革の面では, 「軍布之

田結之移徴」の域まで踏み込んではいないが、常民身分に課されていた軍布を兩班身分からも徴収した。また、還政改革の面では、各地に社倉を設置して、農民にその管理・運営を委ねた。(参照、李成茂・李熙真著、平木 實・中村葉子訳『韓国史 - 政治文化の視点から』日本評論社、2015年、361頁。) 允植は大院君を「周公の再来」と称賛している(参照、『全集・式』101)。

- (64) 参照、拙稿、前掲論文、335-338頁。
- (65) 参照、原田 環「十九世紀の朝鮮における対外的危機意識」『朝鮮史研究会論文集』第21号、1984年、87・88頁。
- (66) 中国の華夷思想についての説明は、次の文献を参照した。『丸山眞男講義録 [第7冊] - 日本政治思想史1967』東京大学出版会、1998年、234-235頁。山内弘一『朝鮮からみた華夷思想』山川出版社、2003年、5頁・64-67頁。渡辺 浩『日本政治思想史 [17~19世紀]』東京大学出版会、2010年、29-31頁。
- (67) 小林勝人訳注『孟子 (上)』岩波書店、1968年、216頁。
- (68) 参照、原田環『朝鮮の開国と近代化』溪水社、1997年、133頁。
- (69) 参照、姜在彦、前掲書、389頁。
- (70) 朝鮮の開国時から18世紀までの華夷思想の全体像については、次の文献を参照した。朴忠錫「朝鮮朱子学 - その規範性と歴史性」朴忠錫・渡辺浩編著『国家理念と対外認識 - 17 - 19世紀 -』慶應義塾大学出版会、2001年。山内弘一、前掲書。
- (71) 参照、張寅性「近代朝鮮の日本観の構造と性格 - 自己・他者・状況の関数的表象としての日本観」宮嶋博史・金谷徳編著『文化交流史と相互認識(1)』慶應義塾大学出版会、2001年、141頁。朴忠錫「韓国近代史における国際関係観念 - 伝統的な存在様式の変容過程を中心に -」渡辺浩・朴忠錫編著『韓国・日本・「西洋」 - その交錯と思想変容 -』慶應義塾大学出版会、2005年、16頁。
- (72) 北学派の華夷思想観については、次の文献を参照した。姜在彦、前掲書、377-379頁。山内弘一、前掲書、71-75頁。
- (73) 山内弘一は北学派が、「華夷の世界観を根本から転回」したと見る論者に対して、彼等もまた、「中華の文明こそが唯一の普遍的な文明にあたいするもの」という見地を保持していたと主張している。参照、前掲書、74・76頁。私も北伐派と北学派の違いは、華夷思想そのものの存否如何ではなく、清国観の違いに見られると考える。
- (74) 孫承詒「朝鮮後期末学思想の対外認識」『朝鮮学報』第122号、1987年、115頁。
- (75) カソリック教に接近した南人派人士の華夷思想については、次の文献を参照した。山内弘一「丁若鏞の事天の学と修己治人の学について」『朝鮮学報』第122号、1987年、106-107頁。姜在彦、前掲書、385-386頁。山内弘一「星湖李瀾と文明の化」『上智史学』第52号、2007

- 年, 67・69頁。
- (76) だから, 李滉による西洋学の摂取を高く評価した姜在彦でさえも, 「(李滉は—筆者)キリスト教(天主教)にたいする儒教の優位…を認める」と言っている。参照, 前掲書, 386頁。
- (77) 衛正斥邪派の華夷思想については, 次の文献を参照した。姜在彦, 「李恒老における衛正斥邪思想—ウェスタン・インパクトと鎖国攘夷の論理—」飯沼二郎・姜在彦編『近代朝鮮の社会と思想』未来社, 1981年, 59-66頁。原田 環, 前掲書, 219-228頁。장인성, 장소의 국제정치사상: 동아시아 질서변동기의 오키오 쇼난고 김윤식, 서울, 2002, 109-111/309-310면。
- (78) 『兪莘煥全集』に収録されている関連文献は次の通りである。送淵泉洪公如燕序(133-138年), 送人如燕序(140-142年), 送尹侍読禔沃增如燕序(147-148年), 策問(294-315年)
- (79) 『兪莘煥全集』307.
- (80) 『兪莘煥全集』308.
- (81) 『兪莘煥全集』309.
- (82) 『兪莘煥全集』135.
- (83) 『兪莘煥全集』124.
- (84) 『兪莘煥全集』179.
- (85) 木村 幹, 前掲書, 151頁。
- (86) 参照, 金文子「朴珪寿の実学—地球儀の製作を中心に—」『朝鮮史研究会論文集』17号, 1980年, 147頁。山内弘一「朴珪寿と『礼儀の邦』—考証学との関わりをめぐる—」『上智史学』第41号, 1996年, 54・57-58頁。姜在彦, 前掲書, 427頁。
- (87) 参照, 原田環, 前掲書, 97・98・99頁。
- (88) 参照, 山内弘一, 前掲論文, 38頁。
- (89) 『続集・二』561・562・563.
- (90) 『続集・二』561.
- (91) 『続集・二』562.
- (92) 参照, 姜在彦『西洋と朝鮮—異文化の出会いと格闘の歴史—』朝日新聞社, 2008年, 232・235頁。なお, 朴珪寿が辛未洋攘の段に至って, 允植に対して秘かに, アメリカと開国すべき旨を伝えたことはよく知られている。しかし, 彼の対米開国論は, 華夷思想それ自体の消滅ではなく, 米国が儒教的な「礼儀の邦」と見なされるに至ったことを意味するものであった。彼の立場は「尊華開国論」であった。参照, 米原謙・金鳳珍・區建英『東アジアのナショナリズムと近代』大阪大学出版会, 2011年, 64-65頁。

- (93) 李恒老の上論文は姜在彦の前掲論文, 61-65頁に紹介されている。
- (94) 参照, 柳洪烈著・金容権訳『近代朝鮮における天主教弾圧と抵抗』彩流社, 2013年, 175頁。
- (95) 参照, 同上書, 170頁。允植の漢詩では申樞の肩書が「巡撫使」となっているが, 左頁の箇所では, 「摠戎使」とされている。次の文献でも同様である。姜在彦『[新訂] 朝鮮近代史』平凡社, 1994年, 27頁。彼は衛正斥邪派ではなく, 允植の師, 朴珪寿と同じく, 「実学の基盤」に立つ思想や政策を唱えた武官であった。参照, 木村 幹, 前掲書, 147頁。また, 韓応弼については, 管見の範囲では, 允植の漢詩の中で「延安府使」と紹介されていることの外は, 未詳である(参照, 『全集・壺』85)。
- (96) 張寅性は, 「奉送礪齋朴先生珪寿赴熱河序」と「洋攘時答某人書」の二文書の間には色調の変化があると言う。つまり, 前者で「辟邪論的発想」に立って「斥邪」を唱えたのに対して, 後者では専ら, 「兵学的思惟」あるいは「戦略的発想」に由る「禦洋の道」が説かれていると言う。장인성, 앞의책, 325-326/330면 참조. しかし私は, 確かに後者の主題は禦洋策の提案であるが, その思想的根柢として, 依然として華夷思想が保持されていると捉えるのである。
- (97) 衛正斥邪派の攘夷戦略に関する以下の説明は, 次の文献に拠った。姜在彦, 前掲論文, 63頁。朴忠錫「朝鮮朱子学 - その規範性と歴史性」, 前掲書, 370・374・377頁。장인성, 같은책, 308-311면.
- (98) ところで, 朴忠錫は, 衛正斥邪派の禦洋論について, 朝鮮朱子学の主流が「朱子学の理気心性論をめぐる哲学的思弁論争」に耽っている中で, 李恒老は, 「哲学的な思弁論争」だけに安住せず, 「独自の理気論」を構築し, それに基づいて「政治・社会的実践論」としての衛正斥邪論を展開したと指摘している。(前掲論文, 372頁) また, 張寅性も, かれらの禦洋論は, 「相手の存在を認定せず, 時勢の客観的状况を考慮せず, 価値体系の無限の発出から出る」ものであったが, それは, 「ある面に於いては現実主義的な性格をもつ」と指摘している(같은책, 331면) 両者の言う「独自の理気論」と「ある面に於いて」という行は興味ある指摘であるので, 次項の「政治思想の心性論的基礎」のところでそれらの含意について考えて見たい。
- (99) 参照, 武田幸男編『朝鮮史』山川出版社, 2000年, 231-232頁。木村 幹『高宗・閔妃』ミネルヴァ書房, 2007年, 128頁。
- (100) 前段で大院君が丙寅洋攘に際して, 衛正斥邪派に呼応してキリスト教徒を弾圧した次第を述べた。しかし, 大院君は当時, 軍事力強化のために銃器や火薬類の日本からの密輸入を黙認していたところに窺われるように, その華夷思想は小中華思想という「伝統的ドグマ」から「脱却」し, 「プラグマティックな姿勢」を持っていたのである。参照, 木村

幹『朝鮮／韓国ナショナリズムと「小国」意識－朝貢国から国民国家へ－』, 136頁。また、大院君は一時、ロシアの南下政策に対する戦術として、カソリック教の容認政策を考えたことが明らかにされており、そこにも禦洋策における「プラグマティックな姿勢」が表われていると言える。参照、柳洪烈著・金容権訳、前掲書、40-51頁。

- (101) 『兪莘煥全集』134-135 참조.
- (102) 『兪莘煥全集』140 참조.
- (103) 『兪莘煥全集』314 참조.
- (104) 参照、趙景達「朝鮮における実学から開化への思想的展開－朴珪寿を中心に－」『歴史学研究』第678号、1995年、15頁。
- (105) 参照、源 了圓『横井小楠研究』藤原書店、2013年、113頁。なお、魏源の『海国図志』における軍事・海防論を扱っている文献として、次のものも挙げておく。北山康夫「開国図志とその時代」『大阪学芸大学紀要A（人文科学）』第3号、1954年。藤間生大「1840年代における思想変革の方向－魏源の『海国図志』の理論（Ⅰ・Ⅱ）』『歴史学研究』第385・388号、1972年。井上裕正「魏源－アヘン戦争と『海国図志』」『講座 東アジアの知識人（第一巻）』有志社、2013年。大谷敏夫『魏源と林則徐－清末開明官僚の行政と思想－』山川出版社、2015年。
- (106) 中国・朝鮮・日本における『海国図志』の伝播については、次の文献を参照。源 了圓「東アジア三国における『海国図志』と横井小楠」『季刊日本思想史』第60号、2002年、11-17頁。大谷敏夫、前掲書、92-105頁。
- (107) 参照、金榮作『韓末ナショナリズムの研究』東京大学出版会、1975年、85頁。
- (108) 장인성, 앞의 책, 327/276-277면 참조.
- (109) 藤間生大「大院君政権の歴史的意義（Ⅱ）－東アジア近代史研究の方法論に関連させて－」『歴史評論』第255号、1971年、70-71頁。
- (110) 崔震植, 金允植의 自強論 研究, 大丘史学25, 1984, 102면 참조. 李相一, 앞의 논문, 98면 참조. 장인성, 앞의 책, 279면 참조.
- (111) 允植は、領議政を務めた、族祖、金堉（1580-1658）が、1627年の胡乱に際して提出した上疏文を解説した「敬書文貞公丁卯乱後兩西事宜疏後」の中で、兪莘煥が称揚している李栗谷の「養兵の議」を、師と同様に高く評価している（『全集・式370』）。また、允植は後年、「鳳棲先生集跋」を書き、その中で、生前の兪莘煥が「濟世之志」に厚く、「三政利弊、金穀省長、戸口増耗、閔防陰易（傍点は筆者）などの諸問題を全力で講究した」（『全集・式』262）と述べている。
- (112) 参照、柳洪烈著・金容権訳、前掲書、169頁。
- (113) 藤間生大は『李朝実録』に拠って、丙寅洋攘の際に、相当に安易で無鉄砲な募兵の徴

集が行われた次第を明らかにしている。参照, 藤間生大, 上掲論文, 71頁。

- (114) 後期朝鮮における水運・漕運機能の弱化に関して, 次の様に説明されている。「15世紀中頃, 世祖代頃より, 漕運体制は全国的に安定していったが, 15世紀末の社会・経済的变化によってだいに揺らぎはじめた。特に漕運に従事する国役で代行業が盛んになると, 運営体系が混乱しはじめ, ついには役を忌避する現象まで現れた。また, 国家財政が衰えはじめ, 船舶の建造も難しくなった。」(韓国教員大学歴史教科著・吉田光男監訳『韓国歴史地図』平凡社, 2006年, 115頁) また, 次の文献も参照。李大熙『李朝時代の交通史に関する研究』雄山閣出版, 1991年, 223頁。
- (115) 「籌海篇」は「魏源自身の政論・国防論」を述べたものであり, 後続の諸編は「旧来の中国の地誌や外国書」の編纂・紹介である。参照, 藤間生大, 「1840年代における思想変革の方向・魏源の『海国図志』の理論 (I)」, 3頁。また, 同旨の指摘として, 次の文献も参照。北山康夫, 前掲論文, 98頁。
- (116) 允植は後年, 朴珪寿の同門生, 兪吉濬 (1856-1914) の詩集に序文を寄せて, その中で朴珪寿が『海国図志』を門人に紹介し, 「今や, 外国事情に通じることが絶対に必要となっている」(『全集・弐』195) と説いた次第を紹介している。その時期は, 「洋攘時答某人書」の中で, 「嘗て読んだ」と書いているから, 丙寅洋攘よりも前ということになる。
- (117) 李光麟はこれまで屢, 援用されて来た『海国図志』の朝鮮伝来を論じた文献の中で, 丙寅洋攘の衝撃を受けて出された禦洋策に関する代表的論説として, 允植のものを取り上げている。李光麟, 開国図誌의 韓国伝來와 그影響, (改正版) 韓国開化史研究, 서울, 1969, 12-13면 참조
- (118) 丙寅洋攘におけるフランス軍に対する勝利によって, 大院君や衛正斥邪派は, 朝鮮の禦洋力に対する自信を強めて行った。参照, 韓永愚著・吉田光男訳『韓国社会の歴史』明石書店, 2003年, 447頁。李成茂著・金容権訳『朝鮮王朝史(下)』日本評論社, 2006年, 409頁。しかし, 丙寅洋攘に際して, 仏米の両国は本格的な遠征軍を派遣したわけではなかった。参照, 粕谷憲一『朝鮮の近代』山川出版社, 1996年, 26頁。木村 幹『高宗・閔妃』, 56-57頁。
- (119) 後期朝鮮の兵士の調達は募兵制で行われていた。参照, 韓国教員大学歴史教科著・吉田光男監訳, 前掲書, 123・363頁。韓永愚著・吉田光男訳, 前掲書, 40頁。
- (120) 参照, 木村 幹『朝鮮/韓国ナショナリズムと「小国」意識-朝貢国から国民国家へ-』, 189頁。
- (121) 崔震植, 앞의논문 94/105면 참조. 李熙平, 金允植의 東道の世界観一考, 東洋古典研究 3号, 1994, 648면 참조.
- (122) 参照, 新藤栄一『現代国際関係学』有斐閣, 2001年, 21頁。

- (123) 参照, 加藤陽子『満州事変から日中戦争へ』岩波書店, 2007年, 95頁。
- (124) なお允植は, 軍事力の財政的基盤の整備の重要性を強調した歴史上の人物として, 唐宋八大家の歐陽脩, 蘇轍, そして, 族祖にして, 李朝中期に領議政を務めた金墳の名前を挙げ, 彼らの徳性と見識を称揚している(参照, 『全集・弐』368, 372, 546, 582-583)。
- (125) 参照, 中西 寛『国際政治とは何か-地球社会における人間と秩序-』中央公論新社, 2003年, 103頁。
- (126) 장인성, 앞의 책, 329・331면 참조.
- (127) 参照, 拙稿, 前掲論文, 362頁。
- (128) 木村 幹, 前掲書, 189頁。
- (129) 参照, 『続集・二』559・560.
- (130) 参照, 岡本隆司『属国と自主の間』名古屋大学出版会, 2004年, 18・19頁。
- (131) 三好千春は, 第二次アヘン戦争の結果が朝鮮人士の間に, 清国との「事大関係」に対する信頼・依拠の念を「確実に動揺させた」と述べている。参照, 「兩次アヘン戦争と事大関係の動揺-特に第二次アヘン戦争時期を中心に-」『朝鮮史研究会論文集』第27号, 1990年, 60・63・65頁。また, その中には, 「清の弱化が招来する(朝鮮に対する-筆者)禍は, 明清交替期のそれよりもはるかに大きい」と喝破する者たちまでも出現したのである。柳美林, 조선 후기의 정치사상, 서울, 2002, 314면, 참조.
- (132) 장인성, 앞의 책, 330-331면 참조.